

令和7年海津市議会第3回定例会

◎議事日程（第3号）

令和7年9月4日（木曜日）午前9時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

◎出席議員（15名）

1番	近澤 美佳子 君	2番	寺村 典久 君
3番	古川 理沙 君	4番	片野 治樹 君
5番	橋本 武夫 君	6番	浅井 まゆみ 君
7番	北村 富男 君	8番	小粥 努 君
9番	伊藤 久恵 君	10番	松岡 唯史 君
11番	六鹿 正規 君	12番	川瀬 厚美 君
13番	服部 寿 君	14番	水谷 武博 君
15番	里雄 淳意 君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	横川 真澄 君	副市長	大江 雅彦 君
教育長	服部 公彦 君	総務企画部長 選挙管理委員会 事務局書記長	近藤 三喜夫 君
総務企画部参事 情報化統括責任者(CIO) 補佐官	子安 弘樹 君	市民生活部長	奥村 孝司 君
健康福祉部長	安立 文浩 君	産業経済部長	近藤 康成 君

産業経済部参事 未来創生マネージャー	古澤 久爾 君	産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱田 登 君
都市建設部長	伊藤 隆八 君	会計管理者 兼会計課長	水谷 守宏 君
教育委員会事務局長	後藤 政樹 君	消防本部消防長	加賀 誠 君
総務企画部 総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊藤 聰 君	総務企画部 財政課長	小粥 政人 君
総務企画部 企画課長	山崎 賢二 君	総務企画部総務課 防災危機管理室長兼 防災危機管理室 係長事務取扱	長谷川 淳 君
産業経済部 観光・シティ プロモーション課長	毛利 卓司 君	教育委員会事務局 学校教育課長兼 総合教育センター所長	森 崇 君
市民生活部 税務課長	中世古 雅也 君		

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	米山 一雄	議会事務局 議会総務課長兼 議事総務係長	水谷 理恵
議会事務局 議会総務課主任	片野 征臣		

◎開議宣告

○議長（里雄淳意君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（里雄淳意君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において5番 橋本武夫議員、6番 浅井まゆみ議員を指名します。

◎一般質問

○議長（里雄淳意君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条ただし書及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。

なお、質問者は質問席にて行い、答弁者は、初めは壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いします。再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解願います。

◇ 浅井まゆみ君

○議長（里雄淳意君） 初めに、6番 浅井まゆみ議員の質問を許可します。

浅井まゆみ議員。

[6番 浅井まゆみ君 質問席へ]

○6番（浅井まゆみ君） おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、私は1点、子どもを性被害から守るための取組について質問相手は教育長でございます。

この10年ほどでスマートフォンの世帯保有率は9.7%から88.6%と著しく増加しました。スマートフォンの普及により、SNSの利用者が増え、近年では撮影した写真や動画をSNS等のアプリを通じてインターネット上でシェアすることが定着してきました。

スマートフォン保有率の高さは、子ども社会にとっても例外ではなく、内閣府の調査によると、子どもが自分専用のスマートフォンを利用している割合は、小学生が64.0%、中学生が91.0%、高校生が98.9%です。

こうした中、昨今、教員らのグループが児童・生徒の盗撮を行い、秘匿性の高いSNS上で共有していたという大変ショッキングな事件が報道されました。決してあってはいけないことです。こうした報道を目にするとたびに、胸が締めつけられる思いがします。

また、SNSなどを通じて、子どもが自分の写真や動画を求められる自撮り被害は年々深刻化しています。令和5年には全国で527人、愛知県だけでも54人の子どもが被害に遭いました。中には小学生の被害も含まれているそうです。

こうした子どもによる性的な自撮りに関する被害が増える中、2021年、愛知県警が被害を防止する策について、起業家を育成するプロジェクト団体に相談をしました。参画されていた藤田医科大学が名のりを上げ、産官学の連携の下、AI人工知能を利用して被害を防止するアプリが開発されました。このアプリは子どもを守るという意味からコドマモと名づけられています。

コドマモは、子どもが自分のスマートフォンで裸や下着姿などのわいせつな画像を撮影・保存した際、AIが撮影データを判別し、画像を削除するよう促す通知が表示されるとともに、保護者にも通知されるというペアレンタルコントロールができるシステムです。AIはサーバーを介さず端末上で完結するため、画像は端末の外に共有されることなく、プライバシーは保護されます。スマートフォンにインストールすることで、画像フォルダーとアプリが連携し、撮影データが画像フォルダーに保存される際にAIが判別するため、あらゆるアプリ内の機能による撮影画像に対しても判別可能となります。

国連のイベント「女性の地位委員会CSW」でも、社会課題を解決するアプリとして紹介されました。令和5年度の第1回愛知県青少年保護育成審議会においても、コドマモアプリについて触れられ、啓発していきたいとのことでした。愛知県警より愛知県教育委員会を通じて紹介依頼もあったようで、愛知県内の学校によって公式ウェブサイト等で周知を図られているところもあります。

コドマモアプリに期待される効果としては、犯罪の抑止力として機能すること、親子の対話を促進する仕組みとなること、子どもが加害者になることを予防すること、また学校配付の学習用タブレット端末にインストールすることで、学校内外での性的な自撮りや盗撮を防ぐことができることです。

愛知県日進市が、この9月に更新されるタブレットに、コドマモ for Schoolを全国で初めて導入されます。性的な自撮りや盗撮画像・動画などを撮影すると、事前に学習したAIが検知し、削除するよう促し、学校と市教育委員会にも検出内容や持ち主などが通知される仕組みで、撮影した画像や動画は通知されないとのことです。子どもたちが被害者にも、時には加害者にもなり得る現実がすぐそこにあります。

昨年5月、尾張地方のある公立中学校で、男子生徒が学校のタブレット端末を使って女子

生徒を盗撮するという事件が実際に発生しました。学校のタブレットは、家庭からの外部通信は制限されていますが、カメラ機能は使えます。つまり、学校の中でも性被害は起こり得るということです。

こうした懸念を受け、令和6年6月、こども性暴力防止法が参院本会議で可決、成立しました。また、来年度からは教職員など子どもに関わる仕事に就く人の性犯罪歴を事前に確認する日本版D B Sが始まります。これは、教員などが過去に性犯罪歴がある場合、その事実を学校設置者が把握できる制度です。

子どもたちが毎日を過ごす学校が、誰にとっても安心できる場所であってほしい。それは多くの親が願っていることです。一度ネットに拡散された画像や情報は、消すことが極めて困難です。また、性被害に気づかない子どももたくさんいるでしょう。だからこそ、私たち大人が子どもを守るための仕組みをつくることが求められています。

子どもたちが心豊かに健やかに育つためにも、犯罪に巻き込まれる危険性を遠ざけ、トラブルを未然に防ぐ手立てを講じることは重要なことであると考えます。

そこで、子どもたちを被害者にも加害者にもさせないために伺います。

1. 本市の児童・生徒のスマートフォンの保有率はどのようになっていますか。
2. 児童・生徒の間で、これまでスマートフォンでのトラブルはありましたか。
3. 学校のセキュリティ環境はどうなっていますか。
4. 法が改正されたこと、S N Sの画像要求が犯罪になることを、児童・生徒に啓発していくことが大切ではないかと思いますが、これまで教職員への研修等はされましたか。
5. 学校で性被害が起った場合の対応と相談支援体制はどのようになっていますか。
6. 児童ポルノ事犯など深刻な性犯罪が増加している中、コドマモのようなアプリを学習用タブレットに導入したり、保護者へ啓発をしたりしてはいかがでしょうか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（里雄淳意君）　浅井まゆみ議員の質問に対する答弁を求めます。

服部公彦教育長。

[教育長　服部公彦君　登壇]

○教育長（服部公彦君）　おはようございます。

浅井まゆみ議員の、子どもを性被害から守るための取組についての御質問にお答えします。

1点目及び2点目の児童・生徒のスマートフォンの保有率及びトラブルの発生状況について、市教育委員会が実施した令和6年度情報モラルに関する調査によれば、本市における児童・生徒のスマートフォン保有率は、小学生が約30%、中学生が約80%であり、県全体の保有率とほぼ同じ結果となっています。

また、S N Sによるトラブルも確認されており、昨年度小学校で3件、中学校で4件事案

がございました。

主な内容としては、誹謗中傷や嫌がらせなどであり、児童・生徒がスマートフォン等を安全・安心に使用するための教育や啓発の必要性が一層高まっていると認識をしております。

3点目の学習用タブレット端末のセキュリティ環境につきまして、学習者用タブレット端末の利用に当たり、様々な安全対策を行っています。例えば、児童・生徒が使用する端末のパスワードは、数字やアルファベットではなく、QRコードで管理され、児童・生徒本人も自身のパスワードを知らない仕組みとすることで、なりすまし行為を防止しています。また、メールやSNSは使用できない設定になっており、インターネットの閲覧もフィルタリングによって制限されています。さらに、授業で作成した文書やタブレット端末で撮影した写真等のデータは、学校外へ持ち出しができない設定となっています。加えて、児童・生徒の操作状況が記録され、誰がいつ、どのような操作を行ったかを教師が確認できるようになっております。

4点目の児童・生徒への啓発及び教職員への研修、5点目の学校で性被害が起こった場合の対応及び相談支援体制につきまして、まずは、児童・生徒を加害者、被害者、傍観者のいずれにもさせないよう、児童・生徒自身への啓発が重要と考えており、学年に応じて情報モラルや性に関する指導を行っております。

性暴力の防止に関しては、文部科学省の命の安全教育に基づき、小学校低学年からプライベートゾーンや他人との距離感を守ることの大切さ、SOSの出し方等について指導しております。中学校では、SNSへの写真投稿の危険性やデートDVなど性暴力に関する具体的な事例を踏まえて指導を行っております。

同時に、心配事がある場合には、学級担任だけではなく、養護教諭など、どの教師にも相談できるような体制を整えるとともに、様々な機会を持ち、学校以外の窓口も利用可能であることについて情報提供を行っております。

また、性暴力防止法の改正を受け、各学校では性被害発生に備えた対応マニュアルを作成し、警察や子ども相談センターなどの外部機関との連携を取れる体制を構築しております。その際には、児童・生徒の人権尊重、安全を最優先とし、聞き取り等では本人に配慮しながら実施するとともに、緊急性の高い事案として迅速に対応することとしております。

一方、教職員に対しては、私物のスマートフォンの教室への持込禁止や児童・生徒との私的SNS交流の禁止、不要なものを教室に置かないこと、密室をつくらないことなどの予防策を徹底しております。

また、各学校では、全教職員を対象に、性暴力について正しい知識を取得し、小さな予兆であっても見逃さないための研修を実施しております。

今回の名古屋市の教員による事件を受けまして、先ほど述べました内容を再度徹底するよ

う各学校に指導するとともに、市の教育委員会の職員が学校を訪問し、盗撮が行われないよう、教室の整理整頓の状況等を確認したところであります。

さらには、盗撮事件の発生を防ぐため、海津警察署から講師を招き、全学校の管理職を対象にした研修を急遽行い、盗撮事件の重大性や手口等を学び、万が一事件が発生した場合の対応を考える機会を設けました。

今後も性暴力の防止や早期発見に向けて、教職員や児童・生徒の意識向上に取り組んでまいります。

6点目の、学習用タブレットへのアプリ導入及び保護者への啓発につきまして、まず児童・生徒が使用する学習用タブレットにつきましては、データを学校外に持ち出すことができないなど、既に様々なセキュリティ対策を施されていることから、現時点ではコドマモ等のアプリの導入は予定をしておりません。

次に、保護者への啓発につきましては、学校だけではなく、家庭と連携を取りながら継続して取り組む必要があると考えております。本市では、入学説明会や家庭教育学級を活用し、保護者と児童・生徒が情報モラルについて学ぶ機会を設け、フィルタリングの必要性やスマートフォン利用における保護者の見守りの重要性についても啓発を行っております。

さらに、議員御提案の性被害防止アプリの紹介なども通じて、学校と家庭が協力して子どもたちの安全・安心を見守る取組を一層強化してまいります。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[6番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） 大変すばらしい答弁をありがとうございました。

日本でのスマートフォンの所有開始年齢は平均10.6歳と言われ、中学校入学前にスマートフォンを持ち始める割合が多いそうです。本市でも中学生の約80%が保有しているとのことでした。また、小学校低学年を対象にした東京都の調査では、SNSを通じて知らない人とやり取りしたことがあるかという設問に対して、30.3%があると答えていたそうです。

東京新聞の調査によりますと、小中学生の約5人に1人が学習用タブレット端末でのトラブルの経験があるそうです。

実際に学習用タブレット端末で起きている主なトラブルとしては、授業中にフィルタリングを突破して有害な動画やゲームを見てしまう。友人のID・パスワードを何らかの形で入手して、無断で友人の学習ドリルにアクセスする。クラス内のトークルームやチャット機能などで特定の個人に対して誹謗中傷する言葉の書き込みをする。また着替えの盗撮・拡散をするなどの事例があったそうです。

先ほど、SNSのトラブルがあったということですが、学校ではSNSによるトラブルが起こったとき、どのように対応しているのか。また、SNSやインターネットの普及により情報モラルをめぐる問題が多様化しています。情報モラル教育は重要性を増しています。情報モラルに対しての指導・教育はどのようなことをされているのか、御説明をお願いします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

森崇学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長兼総合教育センター所長（森 崇君） お答えいたします。

SNSによるトラブルにつきましては、教師がトラブルをつかんだ際には、学校だけではなく保護者にも協力をお願いするとともに、外部機関とも連携を取りながら迅速に対応するようしております。

また、市内の全ての小・中学校において、児童・生徒や保護者を対象として、SNSの危険性やスマートフォンを正しく使用するために必要なことなどについて、具体的な事例を上げながら指導しております。

その際には、教師からの指導だけでなく、携帯電話会社の方を講師として招くなど、様々な立場の方から話を聞く機会を設けております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[6番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

タブレットのセキュリティ対策についてはしっかりとしているようでございますが、本市の学習用タブレットについては、端末でのパスワードではなくてQRコードで読み取ってやるということですが、そのQRコードって他人のQRコードを容易に読み取ることができるのではないかと思いますが、そういう対策とか指導はされていますか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

後藤政樹教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後藤政樹君） お答えさせていただきます。

QRコードに関しては、他の児童・生徒が勝手に触ることがないよう管理しているところでございます。児童・生徒に対しましては、自分のQRコードを他の児童・生徒に貸与しないこと、また他の児童・生徒のQRコードを使用しないよう指導しているところでございます。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[6番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

メールやSNS等は使用できない設定になっていて、インターネットの閲覧もフィルタリングによって制限されているとのことでしたが、具体的にどういったことが制限されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

後藤政樹教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後藤政樹君） お答えさせていただきます。

インターネットのフィルタリングにつきましては、多くの分野で制限をかけておるところでございます。

主には暴力や犯罪、売買が伴うものですとか、娯楽性が高いもの、性的なものなどにつきまして制限をかけておるところでございます。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[6番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

先ほど冒頭でも述べましたとおり、フィルタリングを突破して有害なサイトを見てしまうという事案があったわけですが、実際にそういったことは可能なのでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

後藤政樹教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後藤政樹君） お答えさせていただきます。

本市におきましては、フィルタリングの設定は教育委員会が管理しております、児童・生徒が設定の内容を変更することができないような設定となっております。そのため、児童・生徒の手でフィルタリングが外されたり、設定が変えられることはありません。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[6番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） 安心いたしました。

学校内でタブレットで撮影した写真は、校外に持ち出すことはできないということですが、自宅に持ち帰って撮影はできると思うんですが、その辺の対応はどのようになっておりますか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

後藤政樹教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後藤政樹君） お答えさせていただきます。

児童・生徒が自宅でタブレットを使用し、写真を撮影することにつきましては、学習の必要性、可能としているところでございます。ただし、自宅で撮影した画像につきましては、学校の授業でのみ使用できる環境を設定しております、校外に画像を持ち出すことができない仕様となっております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

生徒が見たりしたことは全部教師が把握できる仕組みになっているという先ほどの答弁でしたので、そこら辺は大丈夫だと思いますが。

それから、教職員に対して、盗撮事件の予防対策について、全学校の管理職を対象に、海津警察署の方を招いて研修を行ったということですが、全教職員についての、性暴力について正しい知識を持つための研修というのは、具体的にどういったことを研修されたのでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

森崇学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長兼総合教育センター所長（森 崇君） お答えします。

夏休みに実施しました研修には、全ての学校の校長が参加をし、盗撮事件の重大性、最近発生している盗撮事案の手口、盗撮事件等を発生させないための環境づくりについて学びました。

各学校においては、校長がその内容について全職員に伝達をするとともに、盗撮事件等を防ぐための校内の環境について、また早期発見のための教師の心構え等について、改めて確認をしたところでございます。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[6番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

それから、これまでに児童・生徒を対象としたセクハラに関する実態調査等、心を守るための調査というか、アンケートはされたことがありますか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

森崇学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長兼総合教育センター所長（森 崇君） お答えします。

各学校においては、毎月1回、児童・生徒を対象として、悩み事や心配事などについての

アンケート調査を実施しているところです。そのアンケートの内容を基に、児童・生徒と相談をしたり、必要に応じてスクールカウンセラーなど、また外部機関と連携したりするなど、学校体制で迅速な対応が取れるようにしております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[6番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

相談体制は様々しっかりと行っていただいているようですけれども、実際に性被害に遭った場合の学校以外の相談窓口というのはどういったところがあるのでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

森崇学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長兼総合教育センター所長（森 崇君） お答えします。

児童・生徒の様々な悩み事に対応するために、全国統一で24時間対応の「24時間子供SOSダイヤル」、岐阜県教育委員会の「教育相談ほほえみダイヤル」、市教育委員会の総合教育センターへの相談などがあり、児童・生徒にもその内容を周知しております。

これらの中には、長期休暇の期間にSNSで相談が可能な窓口もあり、児童・生徒が相談しやすい方法で相談できるようになっております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

しっかりとこれは子どもたちに周知のほうをよろしくお願ひいたします。

それから、教職員による児童・生徒への性暴力を防止するために、空き教室等の施錠をしっかりと行っていただく。また、密室で1対1での個別指導をすることを禁止するなどの環境整備を進めていくことも必要であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

森崇学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長兼総合教育センター所長（森 崇君） お答えいたしました。

教職員による性暴力を防止するために、児童・生徒が日頃立ち入らない場所の施錠、また密室で1対1の個別指導は行わないということにつきましては、これまでも実施をしております。今後も継続して徹底をしてまいりたいと存じております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[6番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

性暴力を未然に防ぐため、教職員同士が相互にチェックし合い、性暴力につながる言動、またはその疑いがある場合には管理職に報告をすることや、市教育委員会に教職員の言動について相談できる窓口をつくることも大切であると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

森崇学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長兼総合教育センター所長（森 崇君） お答えいたします。

まず、各学校においては、教職員が管理職に相談しやすい、報告をしやすい雰囲気、またその体制をつくるように心がけております。

また、学校外としまして、教職員が職場で心配事があったときに相談できる窓口としまして、県教育委員会、市教育委員会等に複数の窓口を準備しております。教職員が相談しやすい窓口を利用できるような体制をつくっておりまます。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[6番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

子どもの人権を守るために性教育の推進について、特に低学年の児童は、自らが性暴力を受けても何をされたのか分からず、被害として認識することが困難だと言われています。これは、幼児期や学童期に必要な性教育を受けることができなかつたからだと考えます。

本市の小・中学校では、文部科学省が作成した「生命の安全教育」の教材を発達段階に合わせて活用しているとのことです、「生命の安全教育」の教材では、プライベートゾーンを見せたり触らせたりしてはいけないと教えていますが、否定的な言葉で子どもの自衛を強調すると、被害に遭ったときに自分が悪かったと責めてしまう可能性があるため、注意が必要だと思います。また、学んだとおりにできず被害に遭ってしまっても、あなたは何も悪いこと伝えることも大切です。二次被害を防ぐため、このようなことに配慮してこの教材を活用することが望ましいと考えますが、御見解を伺います。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

服部公彦教育長。

○教育長（服部公彦君） 議員の御指摘のとおり、性暴力、その被害に対して自分じやどうすることができなかつた、そういった無力感ですとか、それから自分が悪いからこうなってしまったという罪悪感を持つ、そういうことがあるかなというふうに思います。

また、恐怖や不安からトラウマといいますか、そういった症状から、どうしても消極的になったり、悲観的になったりしやすくて、自分の自信が持てなくなってしまう、そういうこともあるかなというふうに思います。

こういった二次被害を防ぐために、もし被害に遭っても決して被害者が悪いわけではなくて、悪いのは100%加害者であるということ、被害に遭った人を責めてはいけないということ。それから、被害に遭った自分をこれ以上傷つけない、自分の心を体を傷つけないということが一番大事だよということを十分に踏まえて、生命の安全教育の指導に当たってまいりたいなというふうに思っています。

そうすることで、児童・生徒が自分を責めることなく、自分の体、他の人の体を大切にしたいという思いを持つ、あるいは自分の意思で嫌なことははつきり声を上げられる、そんな生きていく力といいますか、を育んでいきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[6番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。教育長の力強い答弁に感謝申し上げます。

最後に、長久手市の取組を少し御紹介したいと思います。

昨年の愛知県内での児童ポルノ事案などの被害者の4割は中学生だったということから、昨年7月、全国で最も平均年齢の若い長久手市の中学生を対象に、このコドマモアプリを使い実証実験が行われました。

長久手市の3つの市立中学校に対し、愛知県警は市と協働で、7月10日から3か月間、市内の中学生の生徒約2,000人とその保護者を対象に、コドマモの利用を進めて、アプリの有効性や親子関係の変化などの効果について検証が行われました。

実証実験の終了後に併せて行ったスマートフォンの利用実態のアンケート結果で、調査に協力した中学生1,522人のうち121名がLINEやSNSなどインターネット上で怖い思い、嫌な思いをしたと回答しています。また、27人が裸や下着姿の写真を送るよう言われたなどと回答しています。

この調査の結果から、スマートフォンを通じて犯罪に巻き込まれるリスクが実際に忍び寄っていることも分かってきました。

こうした問題は、親子間で意識のギャップもあり、家庭での話合いはもちろん大切ですが、解決しなければならない社会的な課題とも言えるのではないかでしょうか。

開発に携わられた藤田医科大学の村川准教授は、アンケート結果の報告書の中で、今後、他の地域でもコドマモアプリの普及促進を図り、広く社会への周知によって性被害防止につなげていきたいと述べられています。

子どもを被害者にも加害者にもさせないために、スマートフォンや学習用タブレット端末を与えた大人の責任は重大であるという自覚の下、環境整備を行うことは、子どもの未来を守り、心豊かに健やかに育ち行くことにつながると考えます。そして、このコドマモのようなアプリの情報を積極的に周知していくことで、犯罪の抑止力となり、また親子間の対話を促す結果ときっかけになるよう期待いたします。

未来を担う子どもたちを性被害という重大な犯罪から守るため、子どもたちが安全に、そして健やかに成長できる環境を築くことは、行政の最も重要な責任です。残念ながら、子どもに対する性被害は後を絶たず、その潜在的被害は計り知れません。本市においても、学校や家庭、そして地域全体が連携し、子どもたちが安心して暮らせる社会を築くための取組を今後もよろしくお願ひいたします。

また、情報モラルについての利用が広がる中、デマやフェイクニュースの拡散、誹謗中傷など、大人が当事者となるトラブルも増加しています。健全な情報社会を築くための情報モラルの重要性はかつてなく高まっています。教育委員会だけでなく、保護者や地域住民を対象とした啓発活動を市民生活部や危機管理部など、関係部署が連携・協力し、全庁横断的に情報モラル推進に取り組む体制を構築していただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（里雄淳意君） これで浅井まゆみ議員の質問を終わります。

◇ 古川理沙君

○議長（里雄淳意君） 続きまして、3番 古川理沙議員の質問を許可します。

古川理沙議員。

[3番 古川理沙君 質問席へ]

○3番（古川理沙君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に沿って質問をさせていただきます。

質問は2点です。

要旨1. 災害に対するレジリエンスの強化につながる行財政運営について。質問相手は市長でございます。

要旨2. 次代に続く活力あるまちづくりを実現する女性健康支援について。質問相手は市長、教育長でございます。

1点目から始めさせていただきます。

災害に対するレジリエンスの強化につながる行財政運営について。

気象庁の発表によると、気温は統計を開始した1946年以降の7月として最も高くなり、降水量については最も少なく、向こう1か月も北日本から西日本にかけて平年より気温が高く、

厳しい暑さになる見込みです。

また、局地的大雨については、1980年頃と比較しておおむね2倍程度に頻度が増加しており、自然災害が激甚化・頻発化していることを改めて強く実感しています。

災害発生の備えについては、私たちの日常が以前にも増して危険と隣り合わせにあることを踏まえ、いかに被害を最小限に抑え、迅速に回復できるかという視点を踏まえて備えなければならないと思います。

災害に対するレジリエンスとは、まさにこの災害などのリスクに対する抵抗力や災害を乗り越える力を意味します。災害レジリエンスの観点で対策を強化していくても、完璧に被害を防げるとは限りませんが、最悪の事態を回避しつつ、被害を少しでも抑えるために災害レジリエンスを高めておく必要があるとの考えからお尋ねします。

1. 自然災害は非日常ではなく、常に隣り合わせであることからも、想定を上回る事態への対応は、発生後に一から準備を始めるのではなく、日常から非常時を想定した基盤整備・事業運営を行い、レジリエンスを強化することが肝要であると考えます。

また、ソフト面では、市民と市民、市民と行政のつながりと行政目的を常に意識した上で、市民サービスの提供の在り方、職員の働き方、業務の進め方といった行政手法について視野に入れる必要があることから、行財政改革プランにレジリエンスの強化の観点を取り入れていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

2. 災害に対し特別に備えておくことは重要ですが、予算や保管スペースも限りがあること、またどれだけ充実させても使い慣れていないと十分に機能しないおそれもあることから、フェーズフリー（備えない備え）の観点を用いて備え、暮らしの中に溶け込ませることが有効であると考えます。

例えば、平時は公務用車両として通常使用するほか、イベント時の救護室やベビールーム、さらには移動市民窓口にも活用でき、災害時はトイレルームやボランティアの受付などに機能を発揮できるマルチパープスマビリティーや、平素はパーティションやホワイトボードとして使用し、災害時にはベッドとして機能を発揮するものなど、一つの物品で多方面かつ多目的に活用できるフェーズフリーの観点を用いた備品整備を進めてはいかがでしょうか。

3. 市民の皆さんにも日常と災害の危険は隣り合わせであることを意識した上で、さらに防災意識を高め、備えていただくことは、災害に対するレジリエンスを高める視点からも大変重要です。

そこで、市が主催する講演会等のイベントにおいて配付する記念品等にも、災害時に利用できる物品を取り入れてはいかがでしょうか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員の質問に対する答弁を求めます。

近藤三喜夫総務企画部長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（近藤三喜夫君） 古川理沙議員の災害に対するレジリエンス強化につなげる行財政運営についての御質問にお答えします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えいたします。

1点目のレジリエンス強化の視点を持った行財政改革につきまして、本市では大規模災害や新型コロナウイルス感染症など突発的な事象が生じた際ににおいても、市民サービスの提供を途切れることなく継続し、早期に復旧することを目的として業務継続計画を策定しております。また、突発的な災害に限らず、総合的な観点で行政資源が限られる状況においても、行政サービスを持続的に提供できるよう、第2次行財政改革大綱及び行財政改革プランを策定し、行財政改革への取組を進めております。

具体的には、組織の最適化や職員の育成に加え、DXの活用や市民等と連携した協働・共創のまちづくりに取り組んでいるところであります。

今後は、業務継続計画と併せて、行財政改革プランにおいても、早期の災害復旧を図るため、防災DXの導入や防災士をはじめとする市民との協働による取組を検討してまいります。

2点目のフェーズフリーの設備や備品につきましては、災害が発生した際の避難所の設営や運営などに効果的であると考えております。

フェーズフリーの製品には、議員仰せの備品のほかにも、救助用の笛のついた懐中電灯やベッドになる強化段ボールなどがあり、今後も様々なものが製品化されていくものと考えております。

本市といたしましては、フェーズフリーの考え方を取り入れ、市場の状況を注視しつつ、業務で使用する設備・備品などについて、災害時を含む多目的に活用できる製品の購入を検討してまいります。

3点目のイベント時の啓発物品への防災グッズの活用につきまして、災害はいつ発生するか予測が困難であり、平常時からの備えを進めていただくことは、地域の防災力を高めていく上で非常に重要であります。また、多くの方に防災をより身近に感じていただくには、従来の啓発活動に加え、日常の中で自然に防災を意識するきっかけづくりが必要であると認識しております。

そのため、本市では、市民の防災意識が高まるよう、イベント等の啓発物品として、寒さや風をしのぐためのアルミシートや断水時にトイレが流せない場合に使用する携帯トイレなど、実用性の高い防災関連グッズの配付を既に行っているところでございます。

今後もこのような取組を継続的に実施するとともに、市民一人ひとりの防災意識を高め、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

以上、古川理沙議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[3番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員。

○3番（古川理沙君） ありがとうございます。

行財政改革プランにおけるレジリエンスが、組織の最適化ですか職員の育成、DXの活用、また市民との協働ということで、予期せぬ変化や困難に速やかにしなやかに対応していくということで、もう既に取り組んでいただいているという答弁をいただいたと思います。

さらに、今後防災DXですとか、現在の日常的な市民サービスを継続させるためのBCPとも併せて、行財政改革プランに、繰り返しになりますが、防災DXの推進ですか防災士などの市民との取組を検討していくということで答弁いただきました。

例えば、行財政改革プランの中にある広域連携ですか職員研修、また財政の効率的な運営ですか道路・水道などのインフラ整備とともに、レジリエンスの強化を視点にすることで、記載の内容の書きぶりですか、優先順位が変わってくることもあるのかなと思います。

本定例会で上程されている下水道条例等の一部改正は、まさに災害におけるレジリエンスの視点かなと思います。説明の中で、能登半島地震の復旧活動で、それに伴っての一部改正だということで御説明いただいている。

ニュース等の報道でも、自治体が水道管を復旧させても、いまだやっぱり地元業者さんだけでは復旧の工事が追いつかない状況で、発災後4か月を経過してもまだ水道が使えないというおうちもまだ一部であるということでしたので、今回、本市が一部改正することで、今、市内の指名願ですか届けがない業者さんでも、市外、または県外でもできるように、そこでやっていれば使えるということで、早期の復旧につながってくるものだと思っています。

こうした日々の業務を進める中で、職員の皆さんにこの災害時の対応ということだけではなくて、いかに早く回復をするとか、復旧につなげるかということを意識していただきたいなということで、今回あえて行財政改革プランでということで、災害時のレジリエンスということを質問させていただいている。

今後、また毎年毎年、行財政改革プランについては見直しをしていただいていると思うんですが、さらに早く回復とか、早く復旧ということを皆さんに意識できるものにしていただきたいなと思うんですけれども、その辺りいかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

山崎賢二企画課長。

○総務企画部企画課長（山崎賢二君） お答えいたします。

災害時の被害を減らすとともに、議員が今おっしゃったように、災害後の早い回復・復旧と、そういうことにつながる組織の強化というのも大事なことでございますので、それを

職員が意識できるように、行政改革プランの取組内容の表現などを工夫して考えたいというふうに思っております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員。

○3番（古川理沙君） ありがとうございます。

本来、行財政改革プランがそういうものなので、あえて書かなくても全てがつながっていくということだとは思っているんですが、それでも早くということとか、迅速にということころで皆さんに共通理解を図っていただきたいということで、ぜひお願いをしたいなと思っております。

質問の2点目では、フェーズフリーの観点を用いた備品ということで御提案をさせていただきました。

市場の状況ですか、今後そういうことを踏まえながら検討していっていただけるということで、大変ありがたいなと思っております。

今、いろんなものが備蓄として備えていただいたりですとか、施設の改修工事等進んでいく中で、いろんなところの現場の方から聞くのが、照明が大変気になっているということでお声をいただいているます。

2027年末には蛍光灯の生産が終わるということで、学校も含めて公共施設がまだ蛍光灯を使っているところが大変多いということで、今後どうなっていくんだろうということの声をいただいているます。

大変数も多いですし、今後、避難所として運営する場所もありますので、そういった蛍光灯のLED化の時点で、併せて、先ほど申し上げたようなフェーズフリーの視点を持ちつつ整備をしていただけるといいのかなと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

小粥政人財政課長。

○総務企画部財政課長（小粥政人君） お答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり、今後は公共施設のLED化を進めていくこととなっております。

災害等による停電の際、避難経路や出入口を照らすことができる電池を内蔵したLED蛍光灯があることも承知しております。つきましては、先ほどの答弁の中でもありましたように、今後も様々なアイテムが製品化されていくものと考えておりますので、フェーズフリーの観点を踏まえ、調査・研究を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員。

○3番（古川理沙君） ありがとうございます。

予算規模もかなり大きなものになってしまふと思いますので、全部じゃなくても、先ほど小粥課長おっしゃられたように、出入口だけをそういうものに替えておくとか、電気の供給がなくなつても10時間程度はずつと単体でも明かりをともしつづけられるものですとか、天井から外して移動させながら使えるものとか、いろいろあります。小粥課長おっしゃられるように、まだまだこれからいろんな商品が出てくると思いますので、いろんなものを調査していただきながら研究を重ねて、一番いい方法でいいものを備えていただけるといいかなと思います。

このフェーズフリーのところで、特に通告書で触れさせていただいたマルチパーサスモビリティー、先日一般質問通告書を出した後に大垣市が購入をされたということで報道発表がありました。災害時の対策本部の外での本部としての機能を使えるとか、もちろんトイレも入っていますし、避難所の受付としても使えるということで、大変広く使えます。

さらに、今、暑い夏の日々が続いている中で、イベントをたくさん打っていただいているけれども、熱中症対策でそこが救護室というふうにも使えます。日頃のイベントとかで救護室として使っていることで、何かあったときに、市民の方も、あれは市役所の車両で、そういうものが整っているということも見れば分かるというところもありますので、ぜひマルチパーサスモビリティーの車両も検討していただきながら、フェーズフリーの観点を持った備品整備等を全庁的に取り組んでいただけるといいかなと思っています。

3つ目のイベント時における啓発物品等の防災グッズの活用については、大変申し訳ありません、私の認識不足で、もう既にアルミシートですとか携帯トイレを配ってくださっているということで、今後も継続的に取り組んでいただけるという御答弁でした。ぜひ普通のボールペンですかティッシュペーパーとかウエットティッシュを配るよりも、恐らく予算としてもコストがかかってくるかもしれません、来ていただいたお礼ということと併せて、市民の皆さんの防災意識を高めるとか、個々の備蓄を充実させるということが目的にもできるかなと思いますので、可能な限り危機管理室も関わりながら持続的に取り組んでいただけることを期待して、1つ目の質問を終わらせていただきます。

要旨2. 次代に続く活力あるまちづくりを実現する女性健康支援について。

人口が減少する段階に移行してから18年経過しているこの間、女性の就業率は上昇を続けており、全就業者の45%を占めています。その一方で、経済産業省は2024年2月に更年期や婦人科がんなど女性特有の健康課題による社会全体での労働損失等は3.4兆円に上るとの推計を公表しました。

これまでの母子保健や子育て家庭支援と並行し、思春期、卵巣機能低下や女性ホルモン減少後の体調不良や体力低下など、生涯にわたる女性特有の健康課題に対し、より実効性の高い政策を充実していくことが必要です。

さらに、地域社会を次代につなげるには、性差に関わらず、あらゆる世代のあらゆる人が元気に生き生きと自分らしく生きること、そして前向きに妊娠・出産を考慮したライフプランを描けるよう様々な支援をしていくことが重要であると考えます。

特に本市は、2020年から2050年までの30年間で、妊娠・出産の中心になる年齢層である20歳から39歳の若年女性人口の減少率が50%を超える消滅可能性自治体と予想されていることからも、女性に選ばれるまちを目指すべく、以下の3点についてお尋ねします。

1. 将来、妊娠・出産を希望してもしなくとも、きちんと自分自身の体の状態を知つておくことは、女性が活躍する上で大変重要です。不妊に対する経済的な支援は、県・市とともに充実していますが、重要なことは自分自身の体の状態を知り、早期に必要な治療やケアを行うことで、女性自身の心と体を守ることです。

令和5年第4回定例会においても取り上げさせていただきましたが、昨今の社会情勢から、妊活検査費用の助成制度は必要だと思いますが、いかがでしょうか。

2. 今年6月10日に閣議決定された女性版骨太の方針2025において、女性の健康推進を強化するに当たっては、フェムテックの利活用や普及に向けた施策が明記され、テクノロジーを用いた健康支援の必要性はさらに高まっております。月経周期を記録管理できるアプリや更年期症状の可視化ツール、婦人科系のオンライン診療サービスなど、様々なものがありますが、本市においてもフェムテックを用いた健康支援に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3. 心身の発育・発達が著しい思春期には、命の授業やがん教育の時間に命と向き合い、自分自身の健康や人生を考える機会である中学校のキャリア教育に関わり、市民の皆さんにはくらしの保健室「ふらっと♪」を海津、平田、南濃、それぞれの地区で月1回開催し、アウトリーチで健康維持増進について取り組んでいただいているところです。

児童生徒が成長する過程で、まちの取組を知った上で成人になり、本市が女性の健康支援に真摯に取り組む、誰もが住みやすい優しいまちであることを知った上で、成人になってほしいと願っています。

教育機関との連携をさらに強化し、専門的な知見と併せ、取組の周知にも努めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

市長、よろしくお願ひします。

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員の質問に対する答弁を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 古川理沙議員の女性の健康支援についての御質問にお答えをいたします。

1点目の妊活検査に対する費用助成につきまして。

妊活検査とは、結婚やその予定の有無に関わらず、将来に妊娠・出産を希望する全ての人を対象とするものであり、自身の健康状態を正確に把握するための検査であります。この検査によって、妊娠や出産に影響を及ぼす可能性のある疾患に罹患していないかを把握することができ、妊活検査は不安やリスクの軽減につながるだけでなく、ライフデザインを描く上でも重要であると考えております。

現在、妊活検査費用の助成は、全国では兵庫県神戸市や愛知県日進市、県内では大垣市が既に実施しているところであり、いずれにおいても男女ともに一定の利用実績があることから、本市におきましてもニーズがあるものと見込んでおります。

そうした中、先月末に取りまとめられた国の令和8年度予算の概算要求において、若年層の妊娠・出産に関する取組が盛り込まれたところであります。こうした状況を踏まえ、妊活検査費用の助成につきましては、国の動向を注視しながら、来年度の予算編成過程において検討してまいります。

2点目のフェムテックを用いた女性の健康支援につきまして。

フェムテックとは、女性を意味するフィーメイルと技術を意味するテクノロジーを組み合せた造語で、女性特有の健康課題を個人に委ねるのではなく、女性が生き生きと能力を最大限に発揮して日常生活や仕事を行えるよう、テクノロジーで解決するサービスであります。

具体的には、議員仰せのとおり、月経周期や症状を記録するアプリなど多様なサービスが開発されており、これらは働く女性が安心して就労を続けられる環境づくりに寄与するものと考えております。

本市におけるフェムテックの活用例といたしましては、母子健康手帳アプリ「かいづっこナビ」を今年度より導入し、妊娠・出産・子育て期間のサポートに活用いただいているところであります。

また、新たに幅広い年代において、女性特有の健康状態を管理できる健康管理アプリを導入することで、御自身の健康状態を気軽にセルフチェックすることができ、健康の維持増進や生活の質の向上など様々な効果があるものと考えております。

今後は、この健康管理アプリの対象とする年齢や、必要な機能などについて検討し、来年度からの導入に向けて準備を進めてまいります。

3点目の児童・生徒への周知につきまして、今年度からくらしの保健室「ふらっと♪」において、市民への健康情報の発信や健康相談を行っており、毎回30人程度の皆様に御利用いただいております。

しかしながら、利用者の年齢層は65歳以上の高齢者が8割を占めており、中学生をはじめとする若年層の利用はなく、若い世代が健康に関する情報を入手し、相談する機会はほとん

どない状況であります。このため、くらしの保健室「ふらっと♪」を若い世代にも利用していただけよう、女性の健康支援に関する内容を中心とした若年層向けの企画を充実させてまいります。その上で、中学校で実施する命の授業やがん教育の場を活用して、くらしの保健室「ふらっと♪」が、学校を卒業した後も、男女を問わず健康について気軽に相談でき、正しい情報や知識を得ることのできる場所であることを周知してまいります。

こうした取組により、くらしの保健室「ふらっと♪」が幅広い世代にとって身近な健康相談窓口となり、市民の健康づくりを支える場となるよう、さらに充実を図ってまいります。

以上、古川理沙議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[3番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員。

○3番（古川理沙君） ありがとうございます。

大変前向きな答弁をいただけて、本当にありがとうございます。ありがとうございます。

1点目の妊活検査の費用助成については、国の今示しているものも注視しながら検討していっていただけるということでした。県のほうと市のほうで不妊治療の助成をしているということで、今回また補正予算のほうも上程されていました。不妊治療のニーズがやっぱり、請求が増えているということで、増加傾向にあることがよく分かっている状況でした。やはり不妊状態になる前に検査をして、自分の体の状態を知ってほしいなということで、再度の提案でしたので、来年度予算編成の中で検討を進めていただけるということですので、ぜひお願いをしたいなと思っています。

県のほうの特定不妊治療助成事業、本市在住の方の請求件数を県のほうにお尋ねをしたところ、令和5年が、延べになりますけれども25件、令和6年度は32件、また本市のほうの不妊治療費助成事業も、今年度から実施していただいておりますが、特定不妊治療、一般不妊治療を合わせて、男女ともに5人の方が申請をしておられるということでした。やはり多くなってきてるんだなという傾向だと思っています。

今回、来年度予算編成の中で検討をしていただけるということですので、不妊治療の助成だけではなくて、やはり不妊状態になる前に検査をすることが必要だということを感じていただいているということで捉えておりますが、再度確認ですけれども、そのような捉えで今回検討を進めていただけるということでよろしいでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、不妊治療助成申請につきましては増加傾向にございまして、本市にお

ける妊娠・出産への支援ニーズの高まりがあるものと捉えているところでございます。

これを踏まえまして、予防的観点から課題解決を図ることもできる妊活検査費用の助成につきましては、市長答弁にもございましたとおり、来年度の予算編成過程においてしっかりと検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員。

○3番（古川理沙君） ありがとうございます。

卵子が老化してしまうと元には戻ってこない。特に35歳を過ぎてしまうと妊娠率が顕著に低下するということについては、今皆さんが認識をしていただいているところです。

誰もが自分は大丈夫じゃないかなと思ってしまうものですので、やはり妊活検査が大変重要だと思っております。予算の都合もあると思いますけれども、ぜひ何とか予算をつけていただけるように、担当課のほうでも頑張っていただきたいなと思います。

2点目のフェムテックを用いた女性の健康支援については、来年度からの導入に向けて準備を進めていただいているということで、本当にありがとうございます。

今、海津市では「かいづっこナビ」、妊娠と出産ということに特化したものを既に利用はしていただいているんですけども、幅広い女性の健康支援というところでは、やはり「かいづっこナビ」を使えない女性のほうが多いので、導入に向けて準備をしていただいているということ、本当にありがたいなと思っています。

市長の答弁の中にもありましたが、いろんなものがありますので、年代層によっても必要なものも違ってきますし、中には中高生の子たちが利用ができる、保護者と望めば連携をさせることができる、そういうものもあります。そうすると、お子さんの状態をあまり話ができなくてもつかむことができるというものもありますので、ぜひそういったことも検討していただけるとありがたいなと思っています。

本市は、大塚製薬株式会社と包括連携協定を結んで、いろいろ支援をしていただいているところです。昨年7月には、市の職員の管理職が対象だったのではないかと思うんですが、大垣ケーブルテレビで女性の健康管理セミナーを実施したよということで、放送を拝見しました。こうした市の取組も外へ発信していただくことで、女性支援の実践例として、市内の業者さんですか、いろんな方が目にしますので、女性が活躍しやすい環境を、行政も率先して進めていってくれるということで、市全体でそういった機運が高まっていくと思っています。

この女性管理セミナーについては、ぜひ継続をして行っていただきたいなと思っておるんですけども、今年度も実施をされると思っていてよろしいでしょうか。もし予定等、決まっていれば教えていただきたいです。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

伊藤聰総務課長。

○総務企画部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聰君） お答えします。

女性健康課題についての研修については、議員仰せのとおり、昨年度、管理職を対象に実施いたしました。

その女性の健康課題については、全職員が理解を深め、支援する環境を整えることは重要であると認識しておりますので、今後、管理職以外の職員へ女性の健康に関する職員研修について、実施に向けて検討してまいります。今年度については、今、調整をしている段階です。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員。

○3番（古川理沙君） ありがとうございます。

積極的に女性の健康支援に向けての研修をしていただくこと、女性自身の働きやすさにもつながりますけれども、周りで一緒に働いている全ての職員にとって働きやすい職場につながっていくと思います。

また、先ほども申し上げたように、外部へ発信していただくと、公務員を目指している若年層の女性が、海津市役所は大変働きやすい職場なんだなということで、判断材料にもなると思いますので、ぜひ今後も市役所が率先して行っている取組についても、どんどん発信をお願いしたいなと思います。

今回質問をさせていただいたこの妊活検査ですとか健康管理アプリは、国が推進しようとしている今、プレコンセプションケア、前回もこの単語を申し上げました、プレコンと略してどんどん進めていこうということで取り組んでいるものです。

これは、男女問わずに性や妊娠に関する正しい知識の普及を図ることを大前提としています。先ほど市長、答弁いただいたとおり、くらしの保健室「ふらっと♪」がどちらかというと若年層のほうにまだまだ浸透していないくて、寄りづらいのかなと思って、実際行ってみたら、ちょっと見にくいんですけど、すごくいろいろ掲示の工夫をしていただいていて、明るい雰囲気の中でいろんな掲示物、工夫して貼ってもらっていました。

ぜひ、若年層の中高生の人たち、中高生の保護者の世代、20代、30代の方たちにも寄っていただきたいなと思うんですけれども、これ大塚製薬株式会社さんとの連携をせっかく取つていただいているので、ここで啓発資料を作ったものを配付するとか、本市のホームページ、いろいろ情報あるんですけども、大塚製薬株式会社さんのホームページの中、自分のいろんな状態を入れるとか、情報を入手するということもできます。ぜひ、可能であればホームページのほうにリンクを張っていただけるといいんじゃないかなと思うんですけれども、

その辺りいかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） お答えいたします。

ただいま古川理沙議員より御提案いただきましたので、早速、大塚製薬株式会社様と協議をいたしまして御理解をいただきましたら、若年層・女性支援につながる内容のページにつきまして、本市のホームページからも見ていただけるような準備をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員。

○3番（古川理沙君） ありがとうございます。

ぜひ何とかお願いして、御理解いただけるように御尽力いただきたいなと思います。

実際、連携協定を結んでいるところで、こういった行政の名前と一緒にコラボをしたというようなチラシをホームページ上、出していらっしゃる自治体もありますので、恐らく前向きに御検討いただけると思っておりますが、ぜひお願いをしたいです。

中学校のほうで命の教育ですかがん教育、本当に先進的にやっていただいていると思っています。県内でも本当にここまでしっかりとやっている自治体はないんじゃないかなと思います。

今、守られた状況の中で、正しい情報を学校のほうにいれば入手ができるという状態ですが、先ほど来申し上げている、せっかく各町にあるくらしの保健室「ふらっと♪」を子どもたちが知った上で成長していっていただきたい、その思いで今、本当にいっぱいです。

先ほど浅井まゆみ議員の一般質問もありましたが、性被害ですか性の悩みというのは、誰にでも簡単に相談できることではないんですけれども、ちょっと距離があるからこそ相談できるということもあると思いますので、こういった相談窓口が学校を卒業しても、外にも、近い、自分たちが住んでいるまちにあるんだということで、地域とのつながりを生かして生きていけるように、ぜひ学校においてもそういったことを価値づけしながらつないでいただけるといいかなと思うんですけども、その辺りいかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

森崇学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長兼総合教育センター所長（森 崇君） お答えします。

中学生が卒業した後でも、自らキャリアデザインを描いていけるということはとても大切なことだと考えております。

身近なところにくらしの保健室「ふらっと♪」という存在があると知っているということ

は、中学校を卒業した後でも、心や体の心配事について相談することができることにつながり、それは若者がキャリアデザインを描く際の大きな支えになるものと考えております。

今後、学校における様々な機会を生かし、くらしの保健室「ふらっと♪」について生徒に周知を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 古川理沙議員。

○3番（古川理沙君） ありがとうございます。

命の授業も、健康課も一緒に講師として保健師の方へ行ってきていただいているので、恐らく保健師の方たちも声を出して周知していただいていると思うんですけども、子どもたち、多分いろんな場面でいろんな人から聞くということが一つ大事かなと思いますので、ぜひ学校においても子どもたちが地域とのつながりを、とにかく途切れることなく大人になつていってほしいなと思っております。

子どもたちが知るということは、ひいては先ほども申し上げたように、保護者の世代も知ることにつながっていきます。

やっぱり20代、30代、40代前半までという地域とのコミュニティというところでは大変希薄なゾーンかなと思いますので、子どもたちも含め、保護者も含め、広くつないでいっていただけるといいのかなと、そんなふうに思っています。

この海津市を次代につないでいくためには、子育て世代はもちろんなんですけれども、田舎に移住してみたい女性とか、もともと海津市で生まれた女性、昨日新聞に出していました、岐阜県、今、移住婚の後押しをするということで、海津市も県の移住支援に参加する自治体ということで上がっておりました。その方たちに情報が届かなければ、どんなに支援策を打っていてもやっていないことと一緒にになってしまいますので、あらゆる機会、あらゆる媒体を使って、海津市は女性の支援をしている、健康支援をしているということを広く届くような発信の仕方をしていただきたいなと思っています。

前回のこの質問のときにも、輝く女性の活躍を加速する「男性リーダーの会」というのがあるよということで御紹介をしました。久しぶりにホームページを見たら、江崎知事も就任後参加をされておりまして、近いところの自治体ですと県外になってしまいますけれども、桑名市長も名前を連ねておられました。ぜひそういったものも使いながら、市がどういうことをしていて、市の職員についてもどういった取組をしているということをとにかく広く伝えていただくと、全国の女性の耳に届いていって、海津市に住んでみたい、海津市に一回行ってみたいという、そういう気持ちを掘り起こしてくれると信じています。

いろんな機会を通じて、とにかくせっかくやってくださっているこの取組を周知していただくことを期待して、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（里雄淳意君） これで古川理沙議員の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

(午前10時47分)

○議長（里雄淳意君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時04分)

◇ 小 粥 努 君

○議長（里雄淳意君） 8番 小粥努議員の質問を許可します。

小粥努議員。

[8番 小粥努君 質問席へ]

○8番（小粥 努君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に従い質問をさせていただきます。

質問は1点、防災対策について、質問相手、市長、よろしくお願ひいたします。

防災に関連した質問はこれまで多く取り上げられてきました。私も、令和4年第1回定期例会において、個別避難計画などインクルーシブ防災について質問させていただきました。

現在、本市においても様々な防災対策に取り組んでいただいております。

先般、九州地方で豪雨災害による被害が各地で起き、命を落とされた方も見えました。気候変動などの影響により線状降水帯の発生も増えており、毎年のように日本各地で豪雨災害が発生しております。また、南海トラフ巨大地震がいつ発生してもおかしくないとも言われております。

災害時には、災害弱者と言われる高齢者や障がい者などが犠牲となるケースも多く、国や本市においても誰一人取り残さない防災として取り組んでいただいておりますが、市民の中には高齢者や障がい者など防災情報を取れない方が多く見えます。どこに逃げたらよいのか分からぬ、どうすればよいのか分からず不安だとの声をよくお聞きします。

7月には、海津市身体障害者福祉協会において、防災危機管理室や高齢介護課の協力の下、防災研修集会が行われ、私も参加させていただきました。そのときに、障がい者の御家族より、災害が起きたとき、家族だけで避難することが難しいが、近所の人に避難の手助けをお願いしづらい。福祉避難所があるようだが、そこまでどうやって避難すればよいのか分からぬといった不安の声をお聞きしました。

それらを踏まえ、4点お伺いいたします。

1点目、防災対策では、様々な観点での取組が必要だと思います。

令和4年第1回定期例会において、的確な判断ができ、職員の質の確保のために防災スペシ

ヤリスト研修や様々な研修を行い、OJTを行いながら職員の人材育成に努めていくとお答えいただきましたが、現在、防災のスペシャリストと言われる職員は育っているのでしょうか。また、そういった方の育成を進め、災害時に指揮が執れる職員を配置する体制づくりを進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目、災害時の犠牲者を減らすためには、まずはいち早く避難していただくことが重要と考えます。そのための情報発信や伝達への取組として、現在、防災行政無線スピーカーを高性能スピーカーに更新が進められています。その他、防災アプリやLINE等での情報発信などもありますが、高齢者などその情報が取れない方も多いと感じております。幾ら行政が情報を発信しても、市民に届かなければ意味がなく、情報を受け取る市民の防災意識も必要かと思います。こうした情報伝達の課題に対する認識や今後の取組についてお考えをお聞かせください。

3点目、防災訓練についてお伺いします。

現在、防災危機管理室は3名で、各地域や団体での防災訓練に当たっていただいていると思いますが、防災指揮官がない中で防災への影響はありませんか。また、地域によって防災意識に温度差もあり、防災訓練を毎年行っている地区もあれば、全然行っていない地区もあり、こういった状況を指して防災格差とも言われております。その解消に向けて、自分から依頼を受けて防災訓練を行っている防災士の団体もあります。そういった団体や防災士の協力を得て、市民と協働で防災訓練が実施できるとよいと思いますが、いかがでしょうか。

4点目、個別避難計画についてお伺いいたします。

福祉防災の一環として福祉避難所などを設けていますが、先ほども申しましたが、避難所まで行くことが難しい方も多いと思います。また、福祉避難所に来られる方には配慮が必要な方もおり、対応に当たっては福祉の知識が必要となります。そこで、福祉避難所の対応には誰が当たるのかをお聞かせください。

そして、自力で避難が困難な方のために個別避難計画の作成に取り組んでいただいておりますが、進捗状況をお聞かせください。また、民生委員や自治会長などでも個別避難計画について知らない方がおり、それどころか高齢者や障がい者でも知らないというお声をお聞きます。個別避難計画はどのような人を対象に作成されているのか、お聞かせください。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員の質問に対する答弁を求めます。

近藤三喜夫総務企画部長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（近藤三喜夫君） 小粥努議員の防災対策についての御質問にお答えします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えをいたします。

4点目の質問につきましては、後ほど健康福祉部長より答弁いたします。

1点目の防災人材の育成状況につきまして、現在、内閣府が主催する防災スペシャリスト養成研修を職員2名が受講しており、今年度さらに1名が受講する予定であります。この養成研修は、国や地方公共団体等の職員を対象に、災害リスクや防災に関する法制度等の基礎分野から、災害対策本部の運営などに必要なマネジメント分野に至るまで、災害時に必要とされる知識・技能などを、座学や演習を通じて体系的に学ぶことができる専門研修で、全10コースで構成されています。

なお現在、同研修を受講している職員のうち1名は、今年度全コースを修了し、内閣府が高度な専門的知見と実務経験を兼ね備えた人材に付与する地域防災マネジャーの資格を取得する予定でございます。

また、内閣府及び消防庁等の共催で実施される自治体の防災責任者を養成する自治体危機管理・防災責任者研修や、岐阜地方気象台及び県が主催する防災気象情報の活用と避難指示等の発令のタイミングを学ぶ研修など、様々な研修に職員を参加させ、防災人材の育成に取り組んでおります。

これらの専門的な研修を受講した職員については、災害時において専門性を求められる職務に配置してまいりたいと考えております。

今後につきましては、これらの研修に加え、全国市町村研修財団が実施する防災研修にも積極的に参加することで、職員のスキルアップをさらに推進してまいります。なお、今年度より組織全体の防災対応力を底上げするため、全職員が防災士の資格を取得することとしており、早期に全職員が資格を取得できるよう計画的に進めてまいります。

2点目の情報の伝達手段につきまして、災害時の情報発信については、防災行政無線や市ホームページ、防災ウェブアプリ、メール配信サービスなど多様な方法で行っております。

特に、市民の皆様には、外出先でも必要な防災情報を一括して確認できる防災ウェブアプリの登録を、防災講話や防災訓練などでお願いしているところです。しかしながら、現在の登録者数は3,000人程度にとどまっている状況であり、今後は高齢者が集まる会合やサロンなどにおいても同アプリの登録をお願いしてまいります。

さらに、民生委員にお願いし、高齢者世帯などの自宅を巡回される際に、防災ウェブアプリやメール配信サービスのチラシを配布していただくことで周知を図ってまいります。

今後も、災害時の情報伝達を確実かつ有効に機能させるため、災害に関する正確な情報を迅速に発信するとともに、あらゆる機会を通じて市民の皆様に災害情報の取得方法を周知してまいります。

3点目の防災士などの団体と市民との協働による防災訓練につきまして、本市では、市民の防災意識の向上と地域防災力の強化を図るため、自主防災組織が主体となって行う防災訓

練や避難所運営訓練に対して、炊き出し用の食材や飲料水などの活動経費の補助を行っているところです。

しかしながら、議員御指摘のとおり、一部の地域では防災訓練などが十分に実施されていない状況にあり、地域ごとの取組に温度差が生じていることは重要な課題であると認識しております。このため、より多くの地域で防災訓練などを実施していただけるよう、専門的な知識や経験を持つ防災士会などの団体との協働により、防災活動を推進してまいります。

今後は、防災訓練など防災に関わる様々な取組を効果的に推進できるよう、防災士会と定期的な意見交換を実施し、地域特性や市民ニーズを把握し、市内全域の防災意識の向上を図るとともに、防災活動の普及と定着が図られるよう取り組んでまいります。

以上、小粥努議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） 4点目の福祉避難所と個別避難計画の御質問にお答えいたします。

まず、福祉避難所につきましては、避難生活において配慮が必要な方の受入れ場所としており、海津総合福祉会館ひまわり、南濃総合福祉会館ゆとりの森、こども未来館ZüTTo、海津特別支援学校のほか、市内4つの介護事業所を福祉避難所として指定しております。

福祉避難所は、海津市地域防災計画において、配慮が必要な方が安心して避難生活を送ることができるよう、健康福祉部が中心となり開設運営を行うこととしております。福祉避難所では、要配慮者の避難生活を支援するため、保健師や介護福祉士などの職員を配置し、避難者の生活介護や健康管理、ストレスや不安のある方の精神的なケアなどの対応に当たることとしております。

しかしながら、令和6年の能登半島地震で課題として浮き彫りになったとおり、大規模災害時には多くの要配慮者が避難を希望するため、福祉避難所で生活支援に当たる福祉人材を、個々の自治体で確保することは困難であります。このため本市では、避難者の中で医師、看護師、ヘルパーなど資格を有する方に支援を依頼するとともに、D W A Tと呼ばれる災害派遣福祉チームの派遣を県に要請することで、福祉避難所での生活支援が適切に行えるよう福祉人材を確保してまいります。

次に、個別避難計画につきましては、高齢者や障がい者など、自ら避難することが困難な方の避難を支援するため、市町村が主体となって作成を進めるもので、国の指針では、令和3年からおおむね5年を目途に作成に取り組むこととされております。

この計画では、避難行動要支援者名簿の登録者を対象に作成することとされており、本市では、介護保険における要介護度3以上の認定を受けている方、身体障害者手帳2級以上で視覚・聴覚・肢体に不自由がある方、療育手帳A程度を所有する方、精神障害者保健福祉手

帳1・2級を所有する方で単身の方、65歳以上の独り暮らしの方、そのほか本市と自治会等が支援を必要と認めた方を対象としております。

個別避難計画の策定に当たっては、令和6年度から市内事業所のケアマネジャーや相談支援専門員の協力を得て取り組んでいるものの、令和7年8月現在、避難行動要支援者名簿の登録者2,727名のうち、作成が完了したのは262名にとどまっております。その理由としましては、本人から同意を得ることや、近隣住民から避難支援者として協力を得ることが難しいことが上げられます。そのため、本人の同意が得られるよう、防災講話や防災訓練などにおいて計画の必要性を説明するとともに、自治会長や民生委員に周知をお願いしてまいります。今後は、市外事業所のケアマネジャーや相談支援専門員にも協力を依頼し、個別避難計画の作成をさらに加速させてまいります。

以上、小粥努議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[8番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員。

○8番（小粥 努君） いずれの取組にしても、しっかりと取り組んでいただいていると思います。また今後もしっかりと進めていただければなと思っております。

1点目ですが、防災のスペシャリスト養成研修やその他の防災担当職員のスキルアップ、全職員の防災士の資格取得に取り組むなど、防災対策での職員の育成について着実に進めさせていただいているので安心しました。災害時には職員も被災者の一人となりますが、市民にとっては行政が頼りとなります。

先ほど触れられた能登半島地震でも、課題として市役所も被災し、職員も被災者となるため対応が遅れることや、災害ボランティアの受入れや協定者との対応などの遅れも想定されます。そのためにも、多くの人材育成や関係機関との連携や、市民などが一体となった取組が減災対策につながると思います。

そこで、人材育成についてですが、防災対応力の底上げのため、職員が防災士の資格取得に取り組むとのことですが、今年度は市長も取得されたと伺っておりますが、市民にとっても大変心強い取組だと思います。

現在のところ、職員で資格を取得している人数の割合というのはどれぐらいでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

長谷川淳防災危機管理室長。

○総務企画部総務課防災危機管理室長兼防災危機管理室係長事務取扱（長谷川 淳君） お答えいたします。

本年度は、新たに職員26名が防災士の試験に合格いたしまして、合計で約100名が取得い

たしております。これによりまして、正職員全体で3割ほどが取得したこととなります。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[8番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員。

○8番（小粥 努君） 現段階で3割ということですが、職員が、5割、6割の方が取得されると、かなりいろんな対応にしても底上げができるんじゃないかなとも感じておりますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

私も受講し、大変いい勉強になりました。職員をはじめ、市民の皆様が防災リーダー養成講座を受講いただき、地域での防災力の向上がつながる取組を、今後もぜひとも進めていただきたいと思います。

では次に、発災時には避難所の早急な開設も重要となると思いますが、職員だけで対応するのは困難になるのではないかと懸念します。そのため、防災士会などとも連携して、各地区での避難所の開設を役割分担して行えるような取組をつくられるといいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

長谷川淳防災危機管理室長。

○総務企画部総務課防災危機管理室長兼防災危機管理室係長事務取扱（長谷川 淳君） お答えいたします。

発災時には多くの方々が避難所へ避難していらっしゃることが予想されます。避難所の開設には、避難者の受け入れですとか、屋内の区分けに用いるパーティションの設置、また避難支援物資の整理など、多岐にわたる対応が必要となってまいります。このような状況の中で、御協力いただける方々は非常に貴重な存在と考えております。

今後、防災士会の皆様と情報交換を行いながら、避難所の開設時に協働で行っていける具体的な内容につきまして調整を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[8番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員。

○8番（小粥 努君） 私の住んでいる地区でもいろいろ開設の訓練やいろんなことを取り組んではいるんですけども、実際に避難所となる体育館を開設するには、職員が一番に来て開けていただくというような仕組みになっておりますが、本当にそれが早く開設できるのか、実際は地域で開設される地域もあると聞いておりますが、全部の地区で職員、または市民の方でいち早く開設できるようなふうになっていくといいかなとは思っております。

防災士会、防災士の方々とさらに連携を深めて、地域による防災格差がなくなるような取組を、その観点からも進めていただきますようお願いいたします。また、防災訓練など、まちづくりの観点からも、住民自治の有効な手段で、自治会をはじめ地域のつながりが深ることにより、市民の皆様が安心した暮らしを送れると思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に2点目の、情報伝達手段についてですが、防災アプリをはじめ、答弁にもあったように、様々な形で発信されております。

しかしながら、ウェブアプリの登録者数も残念ながら3,000人にとどまっており、発災時に情報の取得は自身の身を守る上で非常に重要なことと考えます。以前、近隣の自治会の行事にお招きいただいたときに、自治会長さんより防災の話をしてほしいと要望がありました。そのときには、防災危機管理室のほうで防災ウェブアプリのチラシを提供いただき、市の発信と情報の取得について説明させていただきました。発信と受け取る側と両方がしっかりと正確な情報をいち早く取ることで、減災対策へつながっていくと思っております。

災害時には正確な情報をいち早く受け取り、避難行動や対応を取ることが重要かと思いますが、市民の皆様にお聞きすると、まだまだ知らない方も多いようです。その受け取る側の意識の向上や周知も必要かと思います。

また、実際にウェブアプリの登録者数も多いとは言えず、課題の一つと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

長谷川淳防災危機管理室長。

○総務企画部総務課防災危機管理室長兼防災危機管理室係長事務取扱（長谷川 淳君） お答えいたします。

スマートフォンやデジタルツールの利用が難しい高齢者層の登録者が少ない点が課題であると考えられます。この課題の解決に向けましては、先ほどの総務企画部長答弁にありました取組に加えまして、防災訓練や防災講話の際に、実際に防災ウェブアプリを皆様にインストールいただきまして、防災行政無線の放送内容の確認ですか、防災情報の収集方法を実際に体験していただく取組などを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ござりますか。

[8番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員。

○8番（小粥 努君） さっきも申しましたが、災害時には正確な情報をいち早く取得できることが非常に重要だと思います。

しかしながら、高齢者の方などデジタルツールの理解が難しいこともあるかと思いますが、

デジタルディバイド対策なども必要かと考えます。情報伝達がしっかりと機能させるために、様々な機会を通じて周知を図っていただきますとのことですので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

では、3点目です。

防災士の団体や市民との協働による防災訓練や地域による防災格差についてですが、災害に強いまちづくりを目指す上で重要な課題の一つとして認識され、解決に向けて防災士会や団体と連携し取り組んでいくことですが、市内のどの地域においても防災対策などが取られ、被害者を出さないような取組をしっかりと進めていただくようにお願いしたいと思っております。

しかし、実際に全ての地区で防災訓練を実施していくのに、危機管理室の職員だけでは対応が難しいとも思います。そのため、各地区での防災訓練を実施していくには、防災士や市民との協働による取組が必要ですが、これまでの令和6年度・令和5年度の防災訓練や防災講話などの実施回数について、また今年度の状況について教えてください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

長谷川淳防災危機管理室長。

○総務企画部総務課防災危機管理室長兼防災危機管理室係長事務取扱（長谷川 淳君） お答えいたします。

市職員が市民の皆様と協働で実施しました防災訓練、また防災講話につきましては、令和5年度に防災訓練5か所、また防災講話は23か所で実施しまして、令和6年度にはそれぞれ7か所と33か所で実施をいたしました。今年度におきましては、これまでに防災講話を8か所で実施いたしているところでございます。また、今年度の今後の予定といたしまして、ここからさらに増えるものとは思いますが、防災訓練3か所、また防災講話14か所での開催を予定いたしております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[8番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員。

○8番（小粥 努君） 年々ちょっとずつ、防災訓練や講話などが増えているということですので、地域での意識も向上してきているところもある一方で、そうでない地域もある。地域の防災格差がなくなるように、防災士や防災士会とも連携しながら取り組んでいただき、災害に強いまちづくりを進めていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

では、4点目に入ります。

福祉避難所での対応についてですが、福祉避難所に入る対象となる方、御説明をいただきましたが、開設し、避難の受入れまでの流れについてもう少し詳しく、御説明をいただき

たいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） お答えいたします。

まず、福祉避難所の対象者でございますけれども、先ほどの答弁で申し上げました避難行動要支援者のほか、妊産婦、乳幼児、傷病者など、要配慮者とその介護者としております。

また、福祉避難所への避難の受入れの流れにつきましては、災害時にはまず市内小学校等の体育館を一時避難所として開設いたします。避難された方の中で、介助が必要な高齢者や障がいのある方などの要配慮者につきましては、学校の教室などで利用していただき、そのスペースを確保した後、対応することとしております。

そして、福祉避難所の安全を確認した上で開設しまして、要配慮者を受け入れるという流れで運営をすることとしております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[8番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員。

○8番（小粥 努君） 御丁寧に説明いただきありがとうございます。

福祉避難所というのは知っていても、何かあったらそこへ直接行けばいいというふうに思ってみえる方なども結構ありますが、答弁でありましたように、一時避難所に行って、その中に配慮の必要な方は福祉避難所を開設して受け入れるという、流れですが、その辺の認識のない方が多くて、福祉避難所に直接行かれて混乱を招かないかなということも心配しております。また、その点について開設までの流れを周知していただけるとよいかなとも思います。

次に、福祉避難所の対応には、健康福祉部の職員が中心に開設・運営に当たられるとのことですが、市内に8か所あり、そのうち4か所が事業所と特別支援学校で、そちらに関しては専門の方がお見えになるとして、実際海津町、南濃町の福祉会館と平田町こども未来館ZüTToの3か所を職員が当たることになるのかなとも推測しております。

答弁にありましたが、DWATなどの応援が届くのが何日かかるか分からぬことでございます。それまで職員だけで対応するのもなかなか難しいのではないかということも感じております。その辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） お答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、福祉避難所での対応につきましては、保健師や

介護福祉士などの有資格者が対応に当たることとしてはございますが、職員も被災するという観点から、状況によっては人的に不足することも懸念するところであります。

そうした場合には、要配慮者の御家族相互の見守りですとか、介護への協力などをお願いすることも想定しまして、専門チームの支援が届くまで運営をつないでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[8番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員。

○8番（小粥 努君） 能登半島地震でも、配慮の必要がある方たちが、避難所での生活が難しくて、車の中や危険でも自宅へ戻られた方もいるということで問題ともなっております。

そうした中で、本市でそういった方が出ないよう、しっかりととした対応をしていただき、配慮の必要な方も安心して避難生活を送ることができるよう、しっかりと対策を講じていただきたいなと思います。

次に、個別避難計画についてなんですが、現在作成済みの方が9.6%ということですが、個別避難計画の作成はなかなか簡単に進まないということも理解しております。しかし、高齢者の方や障がいのある方、また民生委員をはじめ自治会長や地域の方とお話ししていく中で、個別避難計画自体を知っている方が少なく、まずは理解を深めていくことが必要だと思っております。答弁でも理解や必要性を深める取組を進めていただけるとのことです。よろしくお願ひいたします。

その答弁の計画作成対象者の中で、市や自治会などで必要と認められた人や65歳以上の独り暮らしの方が対象としてありました。希望される方は、どういった形で申出をすればよいのか教えてください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） お答えいたします。

個別避難計画作成のお問合せにつきましては、介護保険の要介護者や独り暮らしの高齢者の方は高齢介護課の窓口、障がいのある方や自治会などで支援が必要とされる方を把握された場合につきましては社会福祉課を窓口としております。

なお、独り暮らし高齢者の方ありましたら、今後、民生委員の方々にも定例会等で周知をしてまいりたいと考えております。独り暮らしの方等ありましたら、地区担当民生委員の見守り対象者となっている場合がございますので、民生委員の方と連携していただくのが方法かと考えております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[8番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員。

○8番（小粥 努君） 民生委員、何名かの方とお話ししても、しっかり理解できていない方もお見えになると思います。

また、この12月ですかね、民生委員は多くの方が新しくなられますので、個別避難計画の説明を十分にしていただけるとありがたいなと思います。

特に、災害の犠牲者となりやすい方、自力で避難の難しい方々が円滑に避難するには、地域の方の協力が必要不可欠だと思います。いざというときに支え合える地域づくりを進めるためには、自治会や民生委員の理解が重要と考えます。まずはその把握に努めていただき、高齢者の独り暮らし世帯なども増加しておりますので、そういった方が安心して暮らせるように災害対策をお願いしたいと思います。

また、答弁にありました介護などで市外の事業所を利用されている方が多いとは聞いておりますが、今回、市外の事業所のケアマネジャーに協力いただいて、個別避難計画の作成に当たっていただけるということですので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

残り3分、ちょっと時間がありますので、最後に市長、今年の防災士の資格を取得されたということですので、その感想であったり、思いをお聞きできたらなと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

[市長 横川真澄君 登壇]

○市長（横川真澄君） 防災士養成講座といいますのは、4日間にわたりまして20以上の講座が開催される、非常に内容のあるものでございました。

残念ながら全ての講座を受講することまではできなかったところでありますが、被災地が発災直後に直面をする状況でありますとか、被災地の最前線で活動される方々が直面される状況、また事前の備えということがいかに大切であるかということをこの講座の中で学ばせていただいたところであります。

本市の災害対策、そして平時からの防災・減災対策の全てを預かる私にとりましても、非常に参考になる有益な講座ばかりだったと感じております。こういった学んだことを今後の取組に生かしていくということが大切でありますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

そして最後に、大変恐縮ですが、先ほどの福祉避難所の避難について、少し補足をさせていただきたいと思いますが、福祉避難所への避難については、避難所に開設をする福祉避難スペースにまずはということを部長から答弁をしたところでありますが、内閣府などにおき

ましても、個別避難計画の策定などにおいては、できるだけ直接避難をということも推奨しているところでありますので、その辺りもしっかりと今後取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 小粥努議員。

○8番（小粥 努君） ありがとうございます。

一番犠牲となりやすい高齢者や障がいのある方に対しても犠牲者を少しでも減らす取組を行っていただきたいと思います。

また、被害を少しでも最小限に抑えるためには、行政と市民の皆さんと一体となった取組というのが不可欠だと思っておりますので、しっかりと市民のために取り組んでいただきたいと思います。

以上にて質問を終わらせていただきます。

○議長（里雄淳意君） ここで小粥努議員の質問を終わります。

ここで13時15分まで休憩といたします。

（午前1時44分）

○議長（里雄淳意君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時13分）

◇ 片野治樹君

○議長（里雄淳意君） 4番 片野治樹議員の質問を許可します。

片野治樹議員。

〔4番 片野治樹君 質問席へ〕

○4番（片野治樹君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。

要旨、防災DXと協働支援の推進について、質問相手は市長でございます。

本市は、木曽川、長良川、揖斐川の1級河川に囲まれた地理的特性を持ち、古くから水害との戦いの歴史を有しています。近年では気候変動の影響により豪雨災害の頻度や規模が増加しており、地域の防災力のさらなる強化が求められています。

令和6年元旦に発災した能登半島沖地震をはじめ、全国各地で頻発しています。災害の例として、令和6年7月には友好都市の酒田市が大雨災害に遭われ、300棟近くの家屋が床上・床下浸水の被害を受けました。また、本年8月には姉妹都市の霧島市でも大雨災害に遭

い、400棟近い家屋が浸水被害にあったと報道されています。どちらの自治体も本市と災害協定を締結しており、こうした災害は本市においても他人事ではないと考えます。

また、災害の広域化と人口減少、少子高齢化に伴い、自治体職員の不足が課題となる中、災害時の情報伝達や避難支援において従来の手法では対応が難しい場面も増えてきています。こうした課題に対し、国や県では防災DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を掲げ、ICTやデジタル技術を活用した災害対応の高度化が進められています。

本市においても、地域の安全・安心を守るためには、行政と住民が一体となって防災DXを推進し、災害対応力を高めていく必要があります。

令和6年度にはクラウド型被災者支援システムを導入しました。このシステムは、避難所に関する管理や、罹災証明書や被災証明書などの一括出力などを行うことができ、職員の事務負担が軽減できます。今後は、備蓄品の管理や被災時の職員の勤務管理などの分野や、消防団員の出動や訓練の活動管理にも、DXを推進することで職員の事務負担も軽減できると考えます。

本年、災害対策基本法の改正により、避難所の運営支援、炊き出しなどの被災者支援に協力するNPO・ボランティア団体などを国が被災者援護協力団体として登録する制度を創設されました。この制度に登録された団体は、発災時に自治体から被災者台帳などの情報の提供を受けることができ、発災直後から支援団体と行政が連携して被災者支援を行うことが可能になりました。

そこで、防災DXに関する市の現状と今後の取組や災害強災害協定について質問させていただきます。

1. 本市には、災害時における市民への情報伝達手段としてどのようなものがありますか。また、今後、職員の不足も予想される中、災害備蓄品の管理や家屋の被害調査などもDXを推進することにより職員の負担軽減につながると思いますが、市の考えをお聞かせください。

2. 現在、クラウド型避難者システムを使用できる職員はどの程度いますか。また、災害発生時、避難所などへの職員の配備計画をお答えください。さらに、システムを活用した今後の訓練などの取組などがありましたら、お答えください。

3. 災害協定を締結している自治体や企業、NPO団体などと平時から顔の見える関係の構築が必要と考えます。それらの団体などと定期的な情報交換は行っていますか。また、被災自治体との情報共有や被災地での活動経験から見えてきた課題などを踏まえ、市の防災・減災対策の強化に向けてどのような取組をしていますか。

4. 各種NPO団体などが被災者援護協力団体として登録したときに、団体と連携して行える被災者支援はどのようなものがあるとお考えですか。

5. 現在、消防団員へ、火災発生発災時の状況共有や出動、訓練などの活動報告、団員報

酬の計算などはどういうふうにおみえですか。総務省の統計によると、消防団の活動においてもデジタル技術の活用促進が進んでおります。デジタル技術システム導入には国の交付金措置もあり、今後、本市消防団においても火災現場などの活動状況や訓練記録などの記録においても、消防団活動支援システムなどの導入により、職員はもとより、消防団員の事務作業の負担軽減につながるものと考えますが、システムの導入をお考えするおつもりはありませんか。

以上5点、よろしくお願ひいたします。

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員の質問に対する答弁を求めます。

近藤三喜夫総務企画部長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（近藤三喜夫君） 片野治樹議員の防災DXと協働支援についての御質問にお答えします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えいたします。

1点目の災害時における市民への情報伝達と防災DXにつきまして、災害時には防災行政無線をはじめ市ホームページや防災ウェブアプリ、メール配信サービスなど、複数の手段を用いて的確な情報を迅速に提供することとしております。

市ホームページと防災ウェブアプリでは、防災に関する情報を一か所に集約し、市民が必要な情報を素早く確認できるようカテゴリーごとに整理するとともに、特に重要な情報を入手しやすい位置に配置し、緊急時に必要な情報を速やかに取得できるよう工夫しているところです。

近年、全国各地で甚大な災害が毎年のように発生しており、防災体制の強化は喫緊の課題であります。とりわけデジタル技術を活用した防災DXの取組は、災害対応の迅速化と効率化を実現する上で極めて重要であると認識しております。

そこで、本市では令和5年度に、県内の自治体として初めてクラウド型被災者支援システムを導入しました。このシステムにより、個別避難計画の作成、避難所の入退所管理、支援物資の把握、罹災証明の発行、被災者支援金の支給など、平時から発災時、応急期、復旧期までの全てのフェーズにわたり、被災者支援業務の効率化と職員の負担軽減につながるものと考えております。

2点目の避難所開設時における対応職員とクラウド型被災者支援システムの活用につきまして、本市では災害が発生したときには直ちに職員を避難所に派遣し、交代制で避難所の運営を支援することとしております。クラウド型被災者支援システムを用いて避難所の入退所管理を行うことが可能な職員は、約80名おります。今後、より多くの職員が操作できるよう研修を行ってまいります。

しかしながら、避難所運営は職員だけで対応し切れることから、今年度、市民の皆様と

の協働による避難訓練を小学校3校で実施する予定で、併せてクラウド型被災者支援システムを活用した避難所開設訓練を実施したいと考えております。

なお、これまで防災訓練が十分に実施されてこなかった地域に対しても働きかけを行い、自主防災組織や防災士との協働による避難訓練と避難所開設訓練を推進し、地域防災力のさらなる向上に取り組んでまいります。

3点目の災害協定団体との情報交換と被災地での活動経験を踏まえた防災・減災対策につきまして、現在、本市では74の災害協定を締結しております。災害発生時に相互の支援が確実に行えるよう、全ての協定について毎年度当初に担当者や連絡先などの情報を確認しております。加えて、一部の協定先とは定期的に情報交換を行っておりますが、未実施の協定先についても定期的な情報交換を行い、連携の強化に取り組んでまいります。

次に、過去の災害を教訓とした対策につきましては、被災地の教訓や課題を基に、防災対策の充実に積極的に取り組んでいるところです。

消防本部では、被災地での活動経験から、破れにくい胴長やライフジャケットなど、救助活動における装備の充実を図っております。

また、保健師が被災地の避難所で活動した際に、事前情報では要配慮者はいないとされていたものの、実際には多くの要配慮者が避難していたという経験から、要配慮者の自己申告の難しさや避難者と直接会話することの重要性を学んだところであります。これらの経験を本市の避難所運営に役立ててまいります。

そのほかにも、能登半島地震ではトイレの確保が非常に大きな課題となりました。これを踏まえて、令和6年7月に災害時トイレ確保計画を策定するとともに、災害時に必要となる簡易トイレや簡易トイレパックの必要数の備蓄を令和6年度中に完了いたしました。加えて、衛生的なトイレ環境を確保する観点から、今年度、トイレカー2台の導入を進めているところです。

さらに、能登半島地震では、トイレの確保に加えて家屋の倒壊から身を守ることの重要性も痛感いたしました。この教訓を基に、住居内に耐震性の高い空間を確保することができる耐震シェルターの導入費用の補助を本年4月から開始したところです。

また、本年8月に霧島市などを襲った大雨では、家屋内の泥水を排出するために必要なスコップや屋内を消毒するための消毒液が不足することが課題として明らかとなりました。本市でも同様に不足することが懸念されることから、こうした資機材の備蓄を充実させるとともに災害発生時に必要な資機材を迅速に確保できるよう、関係機関・団体との協定締結を進めています。

今後も、被災地へ派遣した職員の活動経験を生かすことで、防災力の強化を図ってまいります。

4点目の被災者援護協力団体と連携した被災者支援につきまして、災害対策基本法の改正に基づき、N P O ・ボランティア団体等が被災者援護協力団体として登録される制度が内閣府において創設されました。

この制度では、登録団体が災害時に避難所運営支援、炊き出し、被災家屋等の片づけ、被災者の相談対応などの支援活動を行うことを想定しており、本市におきましてもこのような支援が受けられると考えております。

議員仰せのとおり、この登録制度によって登録団体の連絡先や被災者支援の内容などが明示されることで、災害発生時における迅速かつ効果的な支援が可能になることが期待されます。本市といたしましても、この新たな制度を活用し、災害時における迅速かつ効果的な被災者支援につなげてまいります。

5点目の消防団員への情報共有や団員報酬などの管理状況と消防団活動支援システムの導入につきまして、火災をはじめとする災害の発生時や訓練時における消防団員への情報共有については、メーリングリストを作成し、行っております。また、消防団員の活動報告や報酬の管理については、各分団長の報告に基づき、管理ソフトを使用して行っているところです。

議員仰せの消防団活動支援システムについては、今後、先行して導入している自治体の実績や運用状況を調査し、検討してまいります。

以上、片野治樹議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[4番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） 今、本市が取り組んでいる施策、詳しく御説明いただきました。ありがとうございました。

本日、防災の質問が続いていますんで、できるだけ重複しないようにと思って再質問させていただきます。

私も、令和5年度第4回定例会において、災害対応についての一般質問をさせていただきました。そのときも、本市では災害は起きないだろうなというような思いが皆さんあったと思うんですが、その1か月後に能登半島沖地震が発生しました。さらに、その半年後には能登や酒田市で大雨による被害が発生しました。先月には霧島市、今週ですと北海道や秋田、北関東や、今、どこでどんな被害が起きるか分からぬ状況になっております。また、台風15号の発生で今夜は本市では大雨が予想されております。こういったいつ起こるか分からぬ災害に対応できるよう、日頃の防災訓練が大事かと思います。

そこで質問させていただきます。

8月31日に、本市は岐阜県の総合防災訓練に参加されました。この訓練が、報道によりますと能登半島地震での検証結果を踏まえた訓練内容ということですが、どのような想定での訓練だったのか、また県との共同などの訓練に参加され、感じられたことなどありましたらお答えいただけますか、お願いします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

長谷川淳防災危機管理室長。

○総務企画部総務課防災危機管理室長兼防災危機管理室係長事務取扱（長谷川 淳君） お答えさせていただきます。

訓練の前日、8月30日午前7時に揖斐川・武儀川断層帯における内陸直下型地震が発生しまして、市内では震度6強の揺れを観測。また、堤防の一部が崩壊したり羽根谷の砂防堰堤で土砂が堆積するなどの被害が発生しました。また、その後、大雨による被害が西濃地域、また中濃地域を中心に発生しているとの想定で訓練を実施いたしました。

訓練内容といたしましては、避難所で不足する物資の支援要請ですか、医師や、また応急危険度判定士の派遣要請などを県に対して行う訓練のほか、ペットを連れて避難したいが、どこへ避難したらよいのかといった市民からの問合せを想定しました対応訓練も行ったところです。

訓練に参加いたしまして感じたことを申しますと、災害発生時には、避難所の運営だけではなくて、本部の運営におきましても多岐にわたる対応が求められると改めて痛感したところです。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[4番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） ありがとうございました。

今回の訓練が8月30日土曜日早朝ということで、庁舎は皆さん、まだうちに見える時間かなと思います。そういうときに、また地震の後に大雨、またペットの避難であったり、本当の実際災害が起きたときというのは、もっといろいろな問合せがあると思うんです、本当に自分が行っていいのかとか。そういうときというのは、執行部の皆さんや本部の皆さん想像力といいますか、いろんな現場の情報がないと、こんな人が来るな、アレルギーの対応であったり、お子さんであったり、そういう想像力、想定ができる皆さん大事かなと思っております。

こちら、「ジチタイワークス」という本になるんですが、僕たち議員も1冊いただくんですが、各課にも回っているというお話を聞きました。お読みになった方も見えると思うんですが、今回防災の特集ということでいろんな特集が載っています。その中にスペシャル特集

ということで、被災された輪島市長の被災して感じられたことが載っていましたので、一部抜粋ですが、読ませていただきたいと思います。

輪島市長、1日に被災されまして、実際、道が寸断されて庁舎には行けないということで、支所から庁舎に指示を出していた。3日の日に救援物資のヘリコプターが来たときに、それに乗ってやっと庁舎に行けたというお話でした。庁舎にも、職員が4割程度の方が登庁できただんすけれども、それ以上に400人を超える市民の方が避難に見えた。さらに、応援の職員も全国から見える。そうすると、職員の対応もしなきやいけない。来ていただいても、宿泊場所もない、拠点もない、どうしたらいいか分からず、市長も職員も混乱したという記事でございました。

輪島市は、平成19年にも大きな地震を経験していたんですが、その当時とは支援体制も全然違ったというようなことが載っていました。その教訓として3つ上げられています。早期に助けを借りることが市の早期復旧につながる。2、2つ目に、応援職員に任せるポイント、自分たちの自治体で弱いなというところをまず把握して、応援に来ていただいた人にはこれを頼もうというところを平時から決めておくことが大事だということ。3つ目に、先ほども小粥務議員さん的一般質問であったと思うんですが、職員全体の防災意識と災害対応のスキルの底上げが大事だということです。

そこでお尋ねします。

本市が能登半島地震のように元旦に被災した際、市の職員は何割、何人が登庁できるという想定をしておみえでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

長谷川淳防災危機管理室長。

○総務企画部総務課防災危機管理室長兼防災危機管理室係長事務取扱（長谷川 淳君） お答えいたします。

能登半島地震では、半島という地形の影響もあったかと思いますが、発災直後3時間以内に登庁できた職員というのが4割、41%というところでございましたので、同様の状況でありましたら、本市としては130人ほどが登庁可能になると、そのように想定しております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[4番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） ありがとうございました。

4割ほどの職員が登庁できるということでございますが、実際、本部であったり、避難所であったり、31日の訓練の写真も報道で見せていただきました。早朝に出動できる職員が対

応していたのか、現場の有事のときの想定の訓練も必要かなと思いました。

それで、災害が発生した際に避難所へ職員を派遣するという御答弁がございました。市内にも多くあると思うんですが、市内全ての避難所を開設した場合、何名の職員が必要になる計画でしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

長谷川淳防災危機管理室長。

○総務企画部総務課防災危機管理室長兼防災危機管理室係長事務取扱（長谷川 淳君） お答えさせていただきます。

指定避難所24か所で42名、また福祉避難所11か所で14名、合計56名が必要となります。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[4番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） ありがとうございました。

職員が4割程度出て、順番に増えてくるとは思うんですが、そのうち56名が避難所のほうへ必要となるということですが、避難所、一つの例ですが、元旦ということですと、先日、千代保稲荷参道の方とお話をさせていただきました。実際に元旦に災害が起きたらどういう対応をされますかというお話で、トイレには「避難所は平田中学校です」という貼り紙がしてあります。皆さん、平田中学校へ案内します。千代保稲荷参道の方や参拝者の方が、平田中学校へ行く想定を、そういうこともあるかなと思うんです。そういう場合は、職員の対応も大変になったりするということも、これはあくまで想定なんですが、そういうことを考えながら、訓練、計画をしていただきたいなと思います。

実際にこの想定人数で災害対策本部の運営、避難場所の開設などを滞りなく行えると、今のところ計画ではお考えでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

長谷川淳防災危機管理室長。

○総務企画部総務課防災危機管理室長兼防災危機管理室係長事務取扱（長谷川 淳君） お答えいたします。

実際のところ、その状況にならないと具体的な判断は難しいところでございますが、登庁してまいりました職員で対応すべき事柄に優先順位をつけまして対応することになろうかと考えております。

なお、避難所運営につきましては、避難者自らが行うことが望ましいと防災士の教本にもありますように、避難者自らが避難所運営できるように、平時からそういった訓練も必要で

あるのではなかろうかと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[4番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） ありがとうございました。

今年度も、いろんな防災訓練、避難訓練を計画してみえるということですので、まず市民の皆様、そこにはステークホルダーといいますかリーダー的な方が何人かいると自治体というものは盛り上がると思うんです。そういう核となる方の発掘といいますか、そういう方を中心回っていく、そういう熱い人が増えていくと、今ですと石津地区が熱いと思うんですが、そういう団体になるかなと思いますので、今後の訓練、どうぞよろしくお願ひします。

答弁にありましたように、避難者自らが避難所運営できるというのが理想だとは思います。本市においては、まだそのレベルには市民の皆様も意識が高まっていないかなと思うんですが、今年創設された、先ほどありました避難者援護協力団体制度なんですが、私、3年前ぐらいから児玉前防災専門官に指導を受けまして、毎週月曜日にオンライン市役所、関係人口ミートアップというオンラインセミナーを受けておるんですが、そこに登壇される方というのは、東日本大震災で被災された小学校の校長先生であったり、能登半島地震で被災された市長、例えば支援団体に入ったNPOとか、多岐にわたる現場の方の声を聞くことがあります。その中で話に出てくるのが、被災地に入ったNPOが、東日本大震災のときですけど、どこの誰か分からん団体に、うちの自治体は支援してもらうと困るというのか、結構詐欺まがいな、そういう団体もあったというお話なんです。逆に、同じ自治体は信用できるので、ちょっとすぐはというお話だったんですが、実際に被災した自治体さんからというのは、もっと早く助けてもらやあよかったです。1週間、2週間、避難所が開設した後に避難支援に入つていただいても、ぐちゃぐちゃなんですよね、トイレとかも全てが。

こういったNPO団体、ボランティア団体に国のお墨つきをつけることによって、信用していいよ、自治体の人もこういう人たちなら助けてもらえるよというのが、この避難者援護協力団体という制度だと私は思っております。こういう団体とつながっていただきたいと思うのですが、本市でこのような協力団体に登録できるようなNPO団体というのはございますでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

長谷川淳防災危機管理室長。

○総務企画部総務課防災危機管理室長兼防災危機管理室係長事務取扱（長谷川 淳君） お答えいたします。

この登録制度に登録する際には、避難者援護を行った災害名、また協力業務を実施したそ

の期間、業務の種類などを申請書に記載して内閣府で審査を受ける必要がございます。能登半島の地震の際に活躍されましたN P O団体は、豊富な支援経験をお持ちであったと聞いているところでございます。

市内にそのようなスキルをお持ちになる団体が存在しているかにつきましては、各団体への聞き取り調査、その辺りが必要であると考えているところでございます。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[4番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） ありがとうございました。

市内ですと海津市防災土会、もしくは協定を結んでいる大垣J Cさんであったり、こういう団体に登録していただける方が見えると、被災者台帳の共有であったり、個人情報で一般市民が手伝えない部分を手伝える団体ということになりますので、職員の皆様のそういう負担も減るかなと思っております。

例えば、こういう団体さんが協力できた場合というのは、さっきのクラウド型避難者システムなんですが、個人情報の観点もあると思うんですが、そういう団体ならそういうシステムの運用というか使用するのは可能になるんでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

長谷川淳防災危機管理室長。

○総務企画部総務課防災危機管理室長兼防災危機管理室係長事務取扱（長谷川 淳君） お答えさせていただきます。

被災者支援システムを使った避難所における避難者の受け入れにつきましては、実際に一緒に歩いていただけるものと考えております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） ありがとうございました。

ぜひ、今80名ですけど、もっと職員も増やしていただいて、このシステムで罹災証明等も出せますので、活用できる方を増やしていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

令和5年定例会におきまして、住家被害認定調査員について説明させていただきました。その際、調査に必要になる知識の研修を受講された職員が8名であり、今後も研修を実施し、認定調査に対応できる職員を養成していくとの答弁がございましたが、現在、何名の職員が研修され、また被害調査から罹災証明発行まではどのような手順で行われる予定か、お答え

ください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

中世古雅也税務課長。

○市民生活部税務課長（中世古雅也君） お答えいたします。

今年度、新たに4名が研修を受講し、研修済み職員は現在12名となっております。

手順については、申請をいただいた後、内閣府の災害に関する住家の被害認定基準運用指針に従い、調査員3名1組で現地調査を実施し、全壊や半壊などの判定を行います。その後、判定結果をシステムへ登録しますと、市の窓口で罹災証明書が発行可能という流れになります。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） ありがとうございました。

調査方法は、多分以前と変わらず紙と写真を撮ってという方法だとは思うんですが、現在そういう被害調査にもDXを活用する事例がよくあります。大分県日田市では、そういった被害調査アプリとシステムを活用して現場でタブレットに入力していく。写真を撮ると、あとはAIが判定してくれるというところで、紙ですと、調査する人によって変わってくるということがあるので、多くの自治体では、半壊なのか、大規模半壊なのか、全壊なのかによって国の補助が変わってきますので、できるだけシステムの均等化というか判定ができる、またこういうソフトを使いますと、職員1件当たりの時間が半分で済むということもありますので、システムの導入なども、ぜひ御検討いただきたいと思います。

もう一つ、DXというところで、消防団のDXについても質問させていただきましたが、これから検討いただけるという御答弁でございましたが、現在、県内においてこのようなシステムを導入している消防団はございますでしょうか。また、消防団活動支援システム導入のメリット・デメリットなどがありましたら、お答えいただけますでしょうか。お願いします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

加賀誠消防長。

○消防本部消防長（加賀 誠君） 消防団活動支援システムの導入に対するメリットとデメリットと、県内の導入につきましてお答えします。

まず、メリットとしまして、災害発生時の迅速な情報伝達、出場可能な団員の確認、災害活動状況の共有が支援システムを通じて円滑に行われ、消防団組織の連携が強化されます。

また、システムを使用した活動報告により、災害出場や訓練の参加人数の把握、団員報酬など、事務の簡素化が期待できます。

一方、デメリットとしまして、システム導入及び導入後の管理費用、高齢化している消防団員へのデジタル教育、システム障がい時のリスク、個人情報の管理体制などが想定されます。

岐阜県下のシステム導入実績につきましては、郡上市が昨年度導入されました。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[4番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） ありがとうございました。

私も消防団で30年近く活動しており、分団長も経験させていただきました。特に紙で丸を打って誰が来たと確認しながら面倒くさいなと思うこともありました。7月に自治体・公共Week 2025「自治体DX展」というところにお邪魔してきました。そこは最新のDXと防災に限らず、一般質問の生成や個別避難行動計画の作成もAIアプリでつくれます。いろんな最新技術の紹介がありました。

そこで消防団アプリがありました。出動するときに「出ます」ボタンを押して、何号車で誰と出ます。現場へ行きます。現場へ行くと、火点がどこで、水利がどこで。僕たちも現場へ行くと、水利がどこだろう、知らないところは。補水していっているのはどこだろう、この水利に行ったけど、もう誰かいた。そういうのも全部アプリで分かるため、活動時は本当に便利かなと思いました。また、帰ってきて「戻りました」というと、そこで何時間働いたか記録され、費用弁償も計算できるというものがありました。また、いろんなシステムがあるということですので、一度、いろんな例を御検討いただけたらと思います。よろしくお願いします。

それでは、協定についての質問をさせていただきます。

答弁の中に、一部の協定先との情報交換はまめに行っているということでしたが、どのような情報交換が行われたのか、一部の例で結構ですので、お答えいただけますでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

長谷川淳防災危機管理室長。

○総務企画部総務課防災危機管理室長兼防災危機管理室係長事務取扱（長谷川 淳君） お答えいたします。

一例を挙げますと、砂防関係協力市町村災害時応援協定というものを、北は宮城県蔵王町、南は熊本県錦町まで全国13市町村との間で締結しております、近隣の自治体や全国で発生した災害の教訓などを踏まえまして災害用の備品、こちらの購入計画ですとか、防災訓練の内容など、そういった内容について毎年情報交換を行っているところでございます。以上で

ございます。

[4番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 片野治樹議員。

○4番（片野治樹君） ありがとうございました。

協定を結んでいる全国の自治体と定期的に情報交換を行っているとのことで、安心いたしました。

今回、自治体名Weekにも書いてあるんですが、協定は結んで終わりじゃないよというところですね。その後に、いかに情報交換をし、顔の見える関係を構築できるか。実際、私も思うんです。本市もいろんなところと協定を結んでいると思います。企業もいろんなところと協定を結んでいると思うんです。一遍に10も20とか助けてくださいと言われたときに誰を選択するか。その選択というのは何でというようなこともないんですけども、少しでも優先順位といいますか、海津市を助けたいな、海津市にそういう支援をしてあげるには、日頃からのそういう情報交換であったり顔の見える関係というのが必要かなと思っていますので、今後もこういった情報交換、お願いします。

9月6日、7日に「ぼうさいこくたい2025」というのが新潟市で開催されます。ぼうさいこくたいというのは、全国で活躍してみえる自治体、NPO団体、いろんな方が見えます、大学であったり。そういうところで、僕も一度、横浜市にお邪魔したんですけど、いろんな方とつながることができます。そういうときに名刺交換であったり挨拶をすることにより、来年から始まる団体の登録、この人たちはいいんじゃないかなということの顔つなぎができるんじゃないかなと思います。今週末ということで急ですが、難しいと思いますので、来年は私も一緒に参加したいと思います。本当に勉強になります。いつも児玉前防災官も見えるんですが、いろんな方を紹介していただいて、アレルギーであったり、ペットであったり、ぜひ来年行きましょう。

今回の質問ですけれども、まずこういった職員の負担をいかに減らせるか。能登半島でも、実際に職員の2割、3割が離職したというお話が出ています。その中でも、20代、30代の方が多く離職して、今後、自分も被災しているのに、このまま公務員を続けていく自信がないということでした。

本市においても、いかに早く市民団体と協力して職員の負担を減らせるか。職員の皆さんには自分の仕事もあると思いますので、まず防災訓練であったり、まずは市民の皆様の、言葉は悪いんですけど、正常性バイアスを払拭して、本市も危ないんだよというところの発信から始めていただけたらなと思いますので、日頃から行政、市民が顔の見える関係でいろんなことを、防災について話し合えるまちづくりを期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（里雄淳意君） これで片野治樹議員の質問を終わります。

◇ 橋 本 武 夫 君

○議長（里雄淳意君） 続きまして、5番 橋本武夫議員の質問を許可します。

橋本武夫議員。

[5番 橋本武夫君 質問席へ]

○5番（橋本武夫君） では、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず最初に、子どもの権利条例についてお尋ねをいたします。

子どもの権利条例は、子どもたちが健やかに成長するために必要な権利を保障し、社会全体で子どもたちの育ちを支えるための条例です。具体的には、子どもの権利条約の精神に基づき、子どもの意見表明権や参加する権利、虐待やいじめから守られる権利などを明文化して子どもの最善の利益を考慮した施策を推進することを目的としており、近隣では桑名市、本巣市で令和7年4月1日から施行されています。

本市においても、子どもの権利条例を制定することは、以下の点から必要であると考えます。

1. 子どもの権利の保障。子どもを権利の主体として尊重し、その権利を保障することで、子どもたちが自分らしく生き生きとした子ども時代を過ごせるようにするため。
2. 社会全体の責務。子どもの権利を守ることは、家庭だけでなく、地域社会や行政など社会全体で取り組むべき課題であることを明確にするため。
3. 子どもの意見表明と参加の促進。子どもの意見を聞き、その意見を尊重することで、子どもたちが主体的に社会に関わる力を育むため。
4. 子どもの権利侵害の防止。虐待やいじめなど子どもの権利を侵害する行為を防止し、子どもたちが安全・安心な環境で成長できるようにするため。
5. 子どもの権利に関する意識の向上。条例を制定することで、子どもの権利に関する意識を社会全体で高め、子どもの権利を尊重する文化を醸成するため。

以上の点から、子どもの権利条例を制定することが必要であり、それによって子どもの視点に立った子どもに優しいまち海津をつくっていくことができると考えます。子どもの権利条例を制定するお考えはあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員の質問に対する答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） 橋本武夫議員の子どもの権利条例についての御質問にお答えします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えいたします。

議員仰せのとおり、子どもたちが権利の主体として自分らしく生きていくために、社会全体として子どもの権利を尊重し、保障することは大変重要であると考えております。

こどもの権利条例につきましては、幾つかの自治体において制定されているところでありますが、その多くは平成6年に子どもの権利条約に国が批准したことを踏まえて制定されたものであると認識しております。

そのような中、令和5年4月に子どもの権利条約の精神に基づくこども基本法が施行され、同年12月には、こども政策を総合的に推進するための基本方針を定めたこども大綱が閣議決定されました。

こども基本法では、地方公共団体は、基本理念に基づき、子ども施策に関する国及び他の地方公共団体と連携を図りながら、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定・実施する責務を負うと定められているほか、市町村は、国のかども大綱や都道府県子ども計画を勘案し、それぞれの子ども計画を定めるよう努めるとされております。

これを踏まえ本市では、子どもや若者の意見を取り入れながら子どもが権利の主体として尊重され、意見を表明できる環境づくりの推進など、子どもの最善の利益を優先した様々な施策を盛り込んだ子ども計画の策定に向け、現在、鋭意作業を進めており、今年度末までに策定することとしております。

本市といたしましては、まずはこの計画に基づき子ども政策を推進してまいりたいと考えておりますので、こどもの権利条例の制定については、その位置づけを含め、必要性や実効性について調査・研究してまいります。

以上、橋本武夫議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） 御答弁ありがとうございました。

この質問の仕方だとイエスかノーしかしないわけで、想定内の答えではあったわけですがれども、お答えの中にありましたように、こども基本法には、国のかども大綱、それから都道府県の定める子ども計画を勘案して、それぞれの市町村で子ども計画を定めるように努めるということでございますので、本市がまずこの子ども計画をつくるということに努力していただくということは理解はいたします。

そこで、今御答弁いただいた中に、子どもや若者の意見を取り入れながらという文言がございました。具体的にどのような方法で、こういった若者、子どもの意見を取り入れていくのか。またあわせて、それと同時に、私、保護者をはじめとする市民や関係する諸団体の意

見もしっかりと聞いていただきなければいけないかなと思うんですが、その辺りをどのように意見を取り入れるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） お答えいたします。

意見の収集、意見聴取につきましてでございますが、これは7月から8月にかけまして、まず市内の小学校5年生と中学校2年生、そしてその保護者の方全員でございますけれども、その方々からアンケートを聴取いたしております。また、若い世代ということで、高校生年代から39歳までの若者を対象に、こちらもアンケートを実施しております。

今後につきましては、アンケート調査を分析するというようなことになってまいりますけれども、それに加えまして、先ほど議員も仰せられました子育て支援団体のワークショップについても考えております。

あと、私どものほうで計画をつくりますと、パブリックコメントということで皆さんから意見を聞く場がございますので、パブリックコメントですとか、あと私どもの子ども・子育て支援会議等で意見、提案募集いたしまして策定を進めてまいる予定でございますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[5番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） ありがとうございました。

小学校5年生と中学校2年生の全員からアンケートを取ることでございましたけれども、できるだけ多くの子どもたちの意見を聞いていただきたいな。本巣市では、こども条例をつくるに先立ってこども憲章、全ての児童たちが意見を1人ずつ出して、それでこども憲章をつくって、それを基にこどもの権利条例をつくっていったという動きがございました。こどもの権利条例、また子ども計画、もちろん主人公は子どもでございますので、子どもたちの意見をしっかり聞いて計画をしていっていただきたいというふうに希望したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

私は、最終的には条例をつくりたいなという立場で質問するんですけれども、まず、今、御答弁の中に、条例については、その位置づけを含めて必要性や実効性について調査・研究をしていくというお答えでございました。この調査・研究をしていく期間、めどというものは、今現在お考えでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） お答えいたします。

調査・研究につきましては、答弁で申し上げましたとおり、その条例の必要性ですとか実効性を慎重に検討していくためには十分な時間を確保して進める必要があるという認識でございます。そのため、現段階では明確な終了時期をお示しすることが難しい状況にありますので、御理解いただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） ありがとうございます。

条例については、子どもの権利条約批准を踏まえて制定されたものが多いという答えでございましたけれども、それでも昨年、令和6年には6つの県市町、今年、令和7年ではここまでで10の県市町で施行されております。それだけ必要だという思いのある人たちが多いということでございますけれども、先月になりますが、大津市にありますJIAMで議員研修がございました。政策法務という研修でございました。

これは具体的に言うと、実際に議員がグループになって条例づくりを勉強するという研修でございます。その中のテーマに子どもの条例づくりという部分もございましたので、私はそのグループに参加いたしましたけれども、当然そういったグループですので、同じような考え方の持ち主の方が多かった。同じグループの中では、条例を制定することで、さらに強く子どもの権利を保障し、地域全体で育んでいけるようになるとか、こどもまんなか社会をつくるに当たって、市の理念とかビジョンを条例として示すべきであるとかという意見の議員もございました。中には、もう既に議員提案として進めたいので、チームをつくって準備を進めているといった委員の声もございました。

そういう声も聞くと、やはり本市においても、本市特有の事情、問題点、また本市特有のいいところ等々を踏まえた上での条例づくりというものが必要になってくるのかなというふうに考えております。

ただ、この子どもの権利条例を誰がつくるのかというよりも、どうやってつくるのかということのほうが大事かなと思っております。先ほど言いましたように、子どものみんなの声を聞く、それから保護者であり関係者でありの声もしっかりと聞いていくという地道な手順を踏んでつくらないといけない、つくり方も非常に大事な条例だと思っております。他市町の例を見ましても、そうやってじっくりしっかり意見を聞きながらつくると、2年は必要なのかなということも思っております。

執行部側でいろいろ検討されている間に時が進んでしまうというのはもったいないような気もいたしますので、仮にですけれども、議員提案として子どもの権利条例を制定したいな

というふうに考えた場合に、当然、議員側だけでつくっていいものであるとも思っておりません。実際に条例をつくった場合に、それを実行していく、成果を出していくのは執行部の関わりが非常に大きなわけですから、条例を議員提案としてつくる動きはする中でも、執行部側の皆さんと話し合い、協力し合いながらやっていけるといいのかなというふうには思つておるわけです。仮にそういうふうなことになった場合、執行部側としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） お答えをいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたように、条例の位置づけにつきましては、その必要性ですとか実効性をこれから調査・研究していくということでございます。

先ほど議員から御提案がありました議会からの条例作成の御提案をいただいたと想定した場合、そのときにそれまでの調査・研究結果の私どものほうの状況を踏まえまして、まずは意見調整が必要になるだろうと考えております。その結果、議員提案により作成されることになりましたら、作成に向けては協力していかなければと考えておりますので、また御理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[5番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） ありがとうございました。

そういう情勢になりましたら、またよろしくお願いしたいと思います。一緒にやりたいと思っております。

また、今年度中にまず子ども計画を策定するということでございますので、海津市内の全ての子どもが幸せな生活ができる社会、その実現に向けてしっかりと計画をつくっていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

では、次の質間に移りたいと思います。

次は、地方創生2.0の取組について伺います。

2025年6月13日、地方創生2.0基本構想が閣議決定されました。新しい基本構想の策定に当たって、政府では過去10年の地方創生施策の反省点として、1. 人口減少を受け止めた上での対応の不足、2. 若者や女性が地域から流出する要因へのリーチ不足、3. 国と地方の役割の検討の不足、関係機関などの連携の不足、4. 地域の多様なステークホルダーが一体となった取組の不足の4点を上げています。

このような分析を踏まえ、地方創生2.0基本構想では、1. 人口減少を正面から受け止め

た上での施策展開、2. 若者や女性に選ばれる地域づくり、3. 異なる要素の連携と新結合、4. AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装、5. 都市と地方の共生関係の強化と人材循環の促進、6. 好事例の普遍化といった新しい基本姿勢を打ち出しています。

これらの中でも本市にとって特に重視するべきは、若者や女性にも選ばれる地域づくりではないでしょうか。総務省発表の令和5年住民基本台帳人口移動報告では、東京都の男性の転入超過数は2万5,884人、女性は3万2,605人で女性が男性を大きく上回っています。しかも、その95%以上の3万1,322人は二十歳から24歳で、就職期の20代前半女性の転入が際立っています。若年女性が東京に流出する最大の理由は、地元に希望する仕事が見つからない、女性を育ててくれると思える採用・職場がないことと言われております。

少子高齢化、人口減少が進む中で、地方でも人手不足が深刻化しており、仕事は十分あるものの、若い女性が希望するITやデジタル関連、デザイン、マーケティングなどの魅力的で良質な仕事は少なく、そういった仕事は東京に集中しています。また、若い世代の男女の意識が着実に変わり、男女ともに働き、共に子育てをする共働き・共育ての感覚が一般化してきている一方で、地域社会の中には男は仕事、女は家庭などの固定的な性別観に関わるアンコンシャス・バイアスが残っていると指摘されており、こうした若い世代の変化した意識と職場を含む地域社会との間のギャップが若者や女性の地方からの転出につながっていることも指摘されています。

女性が能力を十分に発揮できる、女性が働きやすい、住みやすい地域づくりを本気で進めないと、女性から選ばれない地域、とりわけ若い女性から見放される地域となって、婚姻数や出生数の減少を通じて人口減少に拍車がかかり、地域の活力低下はおろか、存続に関わる深刻な事態になりかねないと危惧するものです。

また、基本構想では、人口が減少しても多様な人材同士が影響し合い、地域の活力を高める姿を目指すため、関係人口の量的拡大、質的向上（関わりの深化）を図るとされていて、具体的には関係人口を可視化する仕組み（ふるさと住民登録制度）を創設するとされています。

国の制度の詳細はまだ分かりませんが、関係人口可視化の先行事例としてはデジタル住民票NFTがあります。地方自治体が発行するNFTを購入することで、その自治体のデジタル住民になることができる仕組みです。関係人口の創出や地域の魅力発信、地域活性化、新たな観光客の獲得といった効果が期待でき、山形県の西川町、千葉県匝瑳市、茨城県八千代町、山口県美祢市など、各地でその取組が行われています。

そこで市長にお尋ねします。

これまでの地方創生の取組をどう評価していますか。

近年の20代、30代の転入・転出の状況を教えてください。

地方創生2.0基本構想に取り組むに当たって重視するポイントは何ですか。

若い女性に選ばれるまちづくりにターゲットを絞る考えはありませんか。

デジタル住民票NFTに取り組む考えはありませんか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員の質問に対する答弁を求めます。

横川真澄市長。

[市長 横川真澄君 登壇]

○市長（横川真澄君） 橋本武夫議員の地方創生2.0についての御質問にお答えをいたします。

まず、20代、30代の転入・転出につきまして、20代及び30代の転入者から転出者を差し引いた近年の社会的増減数につきましては、令和4年度、男性が22人の増、女性が58人の減、合計36人の減、令和5年度、男性が36人の減、女性が74人の減、合計110人の減、令和6年度、男性が79人の減、女性が59人の減、合計138人の減となっております。

この転出超過は以前と比較すると縮小傾向にあります、これは近年増加する20代、30代の外国人の転入超過の影響を大きく受けているところであります。日本人のみの20代、30代の社会的増減数は、令和4年度、男性が92人の減、女性が126人の減、合計118人の減、令和5年度、男性が118人の減、女性が124人の減、合計242人の減、令和6年度、男性が140人の減、女性が103人の減、合計243人の減となっており、本市の20代、30代の流出は依然として深刻であります。

次に、地方創生の取組につきまして、本市ではこれまで、令和3年度に策定した第2次総合計画後期基本計画及び令和元年度に策定した第2期総合戦略に基づき、人口減少に歯止めをかけるべく移住・定住支援や子育て支援などに取り組んでまいりました。しかしながら、先ほど述べましたとおり、20代、30代の若者の流出に歯止めがかかっていない状況であります。

また、令和5年に厚生労働省が公表した平成30年から令和4年までの本市の合計特殊出生率は1.15で県内最低となっております。さらに、人口戦略会議が発表した令和6年度地方自治体持続可能性分析レポートにおいて、本市は消滅可能性自治体に分類されております。

加えて、本年実施されます国勢調査の結果に基づく新たな過疎地域の指定に際しましては、旧平田町地域だけでなく、本市の全域が過疎地域に指定されるものと見込んでおり、人口減少に歯止めがかかっていない状況を深刻に受け止めております。

続きまして、今後重視するポイントと若い女性に選ばれるまちづくりにつきまして、第2次総合計画後期基本計画と第2期創生総合戦略の計画期間が令和8年度で終了することに伴い、今年度と来年度の2か年をかけて次期計画と次期戦略を策定してまいります。

この次期総合計画では、地方創生2.0を踏まえ、これまでの人口減少対策を一層進化させ、

さらなる人口減少対策に取り組む必要があると考えております。特に、女性の活躍支援と子育て支援、市民との共創による魅力づくり、移住・定住のさらなる促進の3つを重点として実効性のある施策を推進してまいります。

このため、まず総合計画審議会の委員の構成を見直し、女性の活躍支援と子育て支援に取り組むNPO法人クローバーと協働・共創のまちづくりに取り組むNPO法人ぶうめらんの関係者、また移住・定住の推進に取り組む清流の国ぎふ移住・定住センターの相談員を今年度から新たに委員に任命し、審議を進めているところであります。

そして、今後、重点を置いて取り組んでまいりたいと考えておりますこれらの中でも女性の活躍支援は特に重要と考えており、総合計画の策定を待つことなく、来年度の当初予算に関連予算をしっかりと盛り込んでまいりたいと考えております。

さらに、これらに加えて、若年層の外国籍の市民の急増を踏まえ、多文化共生の推進とともに外国籍市民の定着支援にも取り組んでまいりたいと考えており、具体的な施策につきましては計画策定の中で検討してまいります。

最後に、デジタル住民票NFTにつきましては、議員仰せのとおり、関係人口の拡大を目指す先行事例として注目されております。この取組は、自治体が特典つきのデジタル住民票を販売し、地域のファンを増やすとともに、観光などによる来訪を促進することを目的としております。

また、地方創生2.0の基本構想においては、ふるさと住民登録制度の創設が盛り込まれたところであります。多くの人が地域との関わりを深めていくことを目的に、誰もが気軽にふるさと住民登録ができるふるさと住民アプリの開発が現在国において進められており、来年度中にリリースされる予定となっております。

このような関係人口の拡大を図る取組が国や自治体で進む中、本市では今年1月に公式ファンクラブ「かいづふあん」を設立し、関係人口の拡大を図っているところであります。

今後は、デジタル住民票NFTやふるさと住民登録制度の動向を注視し、かいづふあんとの連携について調査・研究してまいります。

以上、橋本武夫議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） 御答弁ありがとうございました。

今、御答弁にありましたように、若者の流出に歯止めがかかっていないと、非常な深刻な状況であると私も思っております。

週刊東洋経済6月21日号ですけれども、この中に「若者に選ばれる自治体」「若者が消え

る自治体」というページがございます。25歳から39歳の5年前と比べた人口増減率の、ベストに載っていればいいんですけれども、残念ながら海津市はワーストのほうに載っております。あくまでも町村を除いた市部でございます。外国人は含まないですけれども、死亡による減少も含まれてはおりますけれども、海津市は2019年、4,530人だったのが、2024年、3,430人、24.3%も減少しており、全国の市部の中ではワースト27位という非常に深刻な事態でございます。

ここに何とかしたいという気持ちは先ほどの市長の御答弁でも感じるわけですけれども、具体的にやっていくこととして一番何がいいのかというと、やはり私は若い女性にターゲットを絞った施策を一番力を注いで、そこに資本を集中していくべきではないかというふうに思っております。

具体的にはどんなことをしてほしいかというか提案はしたいと思いますけれども、まず若い女性にターゲットを絞って資本をそこに集中していくという考え方については、市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） 先ほど申し上げましたとおり、今後重点的にという点については3点上げさせていただいたところです。その中でも女性の活躍支援、その中でも若い女性の活躍支援ということを私としても推進してまいりたいと思っております。

限られた行財政資源でございますが、全てをそこに投入するというわけにはなかなかまいりませんので、どの程度のものをどの程度重点を置き、どの程度そこに投入していくかということについては、しっかりと検討してまいりたいと思います。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[5番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） そこで、少し本市に適したというか、これならいけるんじゃないかというちょっと取組を御紹介したいと思います。

近年、農業分野、建設分野で自治体が新たな担い手として女性の活躍推進に力を入れているというところがございます。男性職場のイメージが強いこの両方の分野ですけれども、ここで女性の就業や職域を拡大して、農業女子、建設女子を増やして、農業、建設業を盛り上げて地域の活性化につなげていくというのが狙いだそうでございます。

2024年の3月、高知県では元気な未来創造戦略というものを策定して、その中に若者、特に女性に選ばれる魅力ある仕事の大幅な創出と女性活躍の場の拡大、それを若年人口の増加、定着につなげて人口減少に歯止めをかけ、持続可能な人口構造への転換を図るという計画を

発表されております。

その具体化として高知県では、建設業などの中小企業を対象に、女性用トイレや更衣室、キッズルーム、専用休憩室の設置、パワーアシストスーツの導入などのハード事業を補助する働きやすい環境整備補助金、これを導入しております。また、農業の現場でも同様のハード整備を支援するため、農業就労環境整備事業補助金も創設しております。特に、こちらは団体経営者に加えて個人経営者も補助対象としております。

この2つの分野とも、本市でも女性の参入や活躍を拒む固定的な性別の役割分担意識、それからアンコンシャス・バイアス、こういったものが根強く残っているということもありますし、こういったところを解消して、農業、建設に興味のある女性がこの事業に、やりたいところに進出していく、こういったところを後押ししていくというところが非常に大事なことじやないかなと思っております。

こういったハード面だけではなくてソフト面においては、33の道府県で具体的な取組も進んでおります。岐阜県では、女性の新規就農促進に向けたキャリアパスの作成、建設業女性技術者を対象としたキャリアビジョンを学ぶセミナーの開設、また建設業経営者層を対象にした若手女性技術者が働きやすい労働環境の整備について学ぶ意識改革セミナーと、こういったものも開催をされております。

こういったこれまであまり女性が進出してこなかった部分、これからの人手不足の時代、ここを補完する意味でも、こういった分野に若い女性が進出していくような取組を後押しする考えはございませんでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） 今、農業女子、そして建築女子というキーワードをいただきました。

正直申し上げまして、私にはその着眼点というものは今まで一切なかったところであります。それを聞いて今思い出しているのが、とある農業関係の会社でありますが、非常に若い世代が従業員として集まっている。そこの中には若い女性も非常に多い。その従業員同士が結婚をして、この海津市に住んでいると、その事例も今思い出したところであります。

非常にその農業分野、そして建築分野、これは非常にいいアイデアといいますか、今後、考え方を磨き上げていって新たな取組を生み出していける、そんな可能性を感じるところでありますので、非常に前向きに、その推進に向けた取組も考えてまいりたいと思います。

[5番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） 非常に前向きな答弁、ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、今回は関係人口の拡大に向けてデジタル住民票NFTを提案しましたけれども、もちろんこれにこだわっているわけでもございません。御答弁にありましたように、公式ファンクラブ「かいづふあん」を設立したところでございます。当然これを軸に関係人口の拡大を図っていくということだろうと思いますけれども、では現状、会員の数でありますとか、特に市内・市外の比率、こういったものはどうなっておりますでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

毛利卓司観光・シティプロモーション課長。

○産業経済部観光・シティプロモーション課長（毛利卓司君） お答えをさせていただきます。

かいづふあんの会員数でございますが、令和7年の8月31日現在におきまして549人となっております。その会員の内訳でございますが、県外の方が253人、県内の方が296人となっております。

なお、県内のうち市内の方は188名で、市外が108名となっております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） じゃあ、実際それだけの数の中で、かいづふあんの会員が本市を訪れているのか、本市のまちづくりに関わってくれているのか、その辺りの把握というのはされておりますでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

毛利卓司観光・シティプロモーション課長。

○産業経済部観光・シティプロモーション課長（毛利卓司君） お答えします。

ただいまお尋ねのありました件ですけれども、会員の実態把握というところで、市のほうにお越しいただいたかどうかと、そういったところまでは把握できておりません。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） なかなか苦戦している感じというところだろうと思います。私としては、これをますます磨きをかけて、より関係人口の見える化、そして実際にまちづくりに関わってくれるところを目指してほしいなと思います。

そういう意味で、提案したデジタル住民票NFTと、もう一つ鹿嶋市の取組を御紹介したいと思います。

鹿嶋市には、KASHIMA Colorful Baseというオンラインのコミュニティがございます。KASHIMA Colorful Baseという、このページですけれども、何がすごいというと、鹿嶋市の人口は6万4,082人なんですね。これに対して、記者発表があったときは6万4,148人で鹿嶋市の人口を超えたというのが7月14日に出たんですけれども、今現在ちょっと見てみま

すと、さらに増えましたね。昼休みに見たら6万5,338人だったんですが、今、この1時間の間に6万5,340人、2人増えました。およそ1日20人以上増え続けている。

こういった関係人口の中で様々な提案があって、要は市役所の職員とやり取りができる掲示板があって、この中で様々なアイデアが出て、ふるさと納税の返礼品として千年羊羹という商品も開発することができたと。それによって鹿嶋市のふるさと納税が3倍に増えた、こういった例もございます。

関係人口を増やすと、様々な海津市のまちづくりのために役立つ事例というのはいっぱい出てくると思います。そのためにも関係人口を増やす取組としてかいづふあん、せっかくあるものですから、これをしっかりと磨き上げていただきたいなと。

今後そういうふうになるように要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（里雄淳意君） これで橋本武夫員の質問を終わります。

ここで14時50分まで休憩といたします。

（午後2時35分）

○議長（里雄淳意君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時48分）

◇ 六 鹿 正 規 君

○議長（里雄淳意君） 11番 六鹿正規議員の質問を許可します。

六鹿正規議員。

[11番 六鹿正規君 質問席へ]

○11番（六鹿正規君） 議長のお許しいただきました。今回は3つの質問をさせていただきます。

まず、一番最初の質問、道の駅を核とした地域活性化についてお尋ねします。

全国各地の一般道路沿いにある道の駅は、国土交通省による登録制度に基づく施設で、今年6月末現在で1,230か所に上ります。県内には55か所あり、北海道に次いで全国2番目も多い数です。

道の駅は、駐車場やトイレなどの休憩機能、道路や観光に関する情報発信機能、また農産物直売所など地域振興に寄与する地域連携機能を併せ持つことが登録条件であります。

海津市には2か所の道の駅があります。長良川右岸提平田町地内に道の駅クレール平田、そして国道258号線南濃町地内には道の駅月見の里南濃があります。それぞれがアイデアを出し合い、新商品の開発やイベント等々で地域振興に大きく貢献され、地域に溶け込み、訪

れる方々の多くがリピーターとなり、イベントなどを大変楽しみにしておみえになるとお聞きします。

近年、道の駅に期待される機能は増しており、国や自治体は取組を強めていると聞きます。例えば、2021年に始まった防災道の駅制度は、大規模災害に救援活動拠点や緊急避難場所になる機能を持つ道の駅を国が選び、整備を支援するものであり、県内には2か所あります。また、県内外の道の駅は、地元学生と連携した商品開発、自然体験ツアーの受付等々、道の駅単体の魅力向上を超えて、道の駅を核として地域全体の活性化を図る動きが加速しておると思います。

そこでお尋ねします。

岐阜県の南の玄関口と言われる本市、今後、道の駅を核にどんな地域活性化を進めていくのか、お尋ねします。

もう一点お尋ねします。

2つの道の駅の運営はどこですか。また、今後、道の駅も指定管理者に委託する考えがあるのか。また、南濃温泉水晶の湯では現在食事が提供されていないと聞くが、本当ですか。お尋ねします。

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員の質問に対する答弁を求めます。

近藤康成産業経済部長。

○産業経済部長（近藤康成君） 六鹿正規議員の道の駅を核とした地域活性化についての御質問にお答えします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えします。

本市には、道の駅月見の里南濃と道の駅クレール平田の2つの道の駅があり、これらの施設は、道路利用者の皆様に休憩を提供するとともに、観光や交通に関する情報を発信する重要な役割を担っております。加えて、地域の旬の食材や特産品、加工品の販売を通じて地域産業の振興や活性化に寄与し、観光拠点として地域の魅力を広く発信しております。

1点目の道の駅を核とした地域活性化の推進につきまして、まず道の駅クレール平田につきましては、隣接する平田リバーサイドプラザの多目的広場やサイクルコースと連携し、家族連れをはじめとする幅広い来訪者が一日を通じて楽しめるエリアづくりを進めてまいります。

現在、令和8年4月から平田リバーサイドプラザの次期指定管理者の公募を実施しており、今後は新たな指定管理者の下で公園施設の利活用の推進とイベントの充実が図られるものと期待しております。

なお、新たな指定管理者が決定し、同プラザが開催されるイベントなどの際には、参加者に対して観光情報の発信や特産品の紹介、提供を行っていくほか、地域の食や文化を体験し

ていただき、滞在型の観光拠点としての魅力向上を図ってまいります。

また、令和7年第1回定例会で答弁いたしましたとおり、サイクルシティプランの取組の一つとしてパーク＆サイクリングライドを推進し、多くのサイクリストが道の駅クレール平田を起点に市内を周遊できるよう受入体制の整備を図ることで、サイクリングを通じた誘客や地域のにぎわい創出を目指してまいります。

次に、道の駅月見の里南濃につきまして、令和6年第2回定例会で答弁いたしましたとおり、月見の森エリアの魅力を高める取組としてプランディング戦略の策定に取り組んでおります。

この戦略は、道の駅月見の里南濃をはじめ、羽根谷だんだん公園キャンプ場や南濃温泉水晶の湯などを含む月見の森エリア全体の将来像を示すもので、エリア全体での一体感ある魅力発信を目指すものです。

プランディング戦略では、月見の森エリアを構成する各施設の在り方を根本から見直し、その中で道の駅月見の里南濃については、これまで培ってきた集客力と地域とのつながりを最大限に生かし、エリア全体の観光振興に波及するような取組を盛り込んでまいります。

あわせて、令和8年4月には、現在、市役所内に設置されている海津市観光協会の事務所を道の駅月見の里南濃に移転し、観光案内所としても機能いたします。これにより、道の駅での観光案内や地域情報の提供がさらに強化されるものと考えております。

2点目の指定管理者制度の導入につきまして、本市の道の駅は市の直営により運営を行っております、観光拠点としての役割を果たしております。指定管理者制度の導入につきましては、民間事業者の独自のアイデアや専門性を生かすことにより多様なサービスの提供が可能となり、道の駅の地域の拠点としての価値を一層高めるだけでなく、観光誘客や地域経済の活性化に資する取組として有効な手段の一つであると考えております。このため、まず道の駅クレール平田につきましては、指定管理者制度の令和10年度の導入を目指して準備を進めてまいります。

また、道の駅月見の里南濃につきましては、現在策定中のプランディング戦略にて施設の在り方を定め、地域の生産者や関係者と連携しながら、指定管理者制度に限らず、幅広い民間活力の導入について検討を進めてまいります。

3つ目の南濃温泉水晶の湯での食事提供につきまして、南濃温泉水晶の湯では、コロナ禍以降、利用者の減少に伴い、レストラン事業の採算が取れない状況が続いておりました。このため、令和5年10月の指定管理者の交代に合わせ、レストランの営業を休止し、その代替として弁当や総菜パンなどの販売による食事の提供を行っております。加えて、土・日にはキッチンカーの出店をお願いし、オムそばやみたらしだんご、かき氷などの提供も行っております。

今後の食事の提供の在り方については、利用者数や需要の動向を注視しつつ、レストランの再開を含め、引き続き検討してまいります。

以上、六鹿正規議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[11番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） 今、道の駅クレール平田のほうの指定管理の見直し、これもちょっとお聞きしました。

例えば指定管理を選ぶときに、管理者がどのようなプランニングを持って、この地域の発展というのか、繁栄というのか、そういったことをきちっと提案、提示されて、それをこちらが選んで、幾つかに応募をいただいて、ただ指定管理を押しつけるんではなくて、この地域を、ここをどんなような形にして、こういうふうにしたいんだという、そういった情報と何か計画を提示されて選んでおるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

近藤康成産業経済部長。

○産業経済部長（近藤康成君） 指定管理者の選定についての御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今後、道の駅の指定管理につきましては、本市の現状と思い等を含めて募集をさせていただきたいと思います。その中で、本市の提案に合った提案をしていただいた業者を選定するような形になると思います。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） それでは、例えば本市はあの地域にどんな思いを持ってみえるのか、それを今お聞きできるなら、ちょっとお聞きしたいなと思って。

○議長（里雄淳意君） 近藤康成産業経済部長。

○産業経済部長（近藤康成君） 2つの道の駅がございます。それぞれ特徴を持った道の駅というふうに考えております。ですから、それぞれの特徴に合わせ、当然地域の皆様といろいろ協議を重ねながら、どうしていきたいかというところも含めて今後検討を重ねて募集をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[11番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） 道の駅クレール平田、あれに関しては私が関連して造ってまいりました

た。河川敷のおもしろ自転車もそうです。あれも平田町議会で議員の皆様と一緒に、そういった使っておる地域へ行って、自分たちの足で、自分たちの目で見て導入をしました。だから、そういったことの選定に対して、海津市はどういった思い入れがあるのか、私はそれがすごく大事だと思うんです。

私は、本当は河川敷の外周道路、あれを日本一長いサーキットと考えてゴーカートを発信したいなど、そういったことも考えてまいりました。日本一が大事ですよ。できるできんは別として、ここで集客がどれぐらい見込めるか。海津市も、これは一つの会社なんですよ。任せるんじゃなくて、行政がきちっとした目的を持って、目標を持って指定管理、そういうものを選択する。これって一つの会社ということを忘れないようにしていただきたい、私は。それに関しては、そういった要望もつけて。

それと、農産物のほう、これも指定管理のほうへ移行されるのかな。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

近藤康成産業経済部長。

○産業経済部長（近藤康成君） 直売所も含めた形で、道の駅クレール平田につきましては指定管理を出したいと言うふうに考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） 直売所というのは、なぜ最初設けたのかといいますと、農家のお年寄りの収入、少しでも収入になるようにという思いで造りました。そういったことで、例えば今後、指定管理に移行された場合、弱者の皆さん、弱者という言い方はちょっとおかしいかもしませんけれども、大々的に出品することのできない小規模の方、そういった方ははじかれるのか。そのまま現在のまま納入ができるようにしていただけるのか。主として、そういった方をお守りするということはすごく大事なことなんです。そういったことも含めて、ちょっと聞きます。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

近藤康成産業経済部長。

○産業経済部長（近藤康成君） 議員仰せのとおり、今、地元の農産物を出していただいている出荷者の方たちは、そのまま出していただけるような形で募集をかけたいなど考えております。当然、施設全体の方針、あと公共性の確保といった部分につきましては、今後も市のほうはきちっと、私どもがしっかりと担っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） なら、端的に質問します。

なぜ指定管理にしたいと思うのか、しなくてはならないようになったのか、それをお尋ねします。

○議長（里雄淳意君） 近藤康成産業経済部長。

○産業経済部長（近藤康成君） 指定管理に至った理由につきまして御答弁させていただきたいと思います。

本市におきましては、今も何とか黒字化していきたいということで、当然駅長をはじめ関係する職員、また担当課も含め、私も含めてですけれども、一生懸命いろいろ頑張ってはおります。ただ、どうしても直営という場合の弱点でございます経営視点の課題がやはりございまして、両道の駅も一般会計からの繰入れを受ける形で営業が、今、実際続いております。そういったところも考えますと、やはり限界に近づいているのかなというところを感じておりますし、民間の方のお力を借りて何とか黒字化、今後も大規模改修等も控えておりますので、そういったところも含めて検討していきたいなというふうに考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） これは、恐らく指定管理にしても、なかなか黒字というのは難しいのかなと思うんですよ。それと、今の海津温泉宙舟の湯もそう。市からの持ち出しは必ずあると思うんです。もしそういった状況になったらどうするのか。現在と同じように、南濃温泉水晶の湯もそう、なくしてはいけない。だから、赤字の補填をどんどんどんどん続けるのか。今回の道の駅クレール平田も、赤字だから存続させるにはどうしても。これは、例えば未来永劫続けるのか。

行政がやることというのは黒字化、こればっかが私はよしと思わんですよ。たとえ赤字でも、皆さんにどれだけかわいがっていただけるか。また、本市の広告塔としてどれだけ使えるのか。これは、そういったことを考えると、私は昔から言っていたんですよ、行政のゆとりというふうに考えておる。ゆとりのない市政は駄目なんですよ。

現実に、話は少しそれましたけれども、コミュニティバスもそうです。路線バスもそうです。皆さんから、空気を運んでおるという御指摘をいただいて、なくしました。今は、今度、不便だという声があります。空気を運んでおるバスがあるからこそ、乗りたいときに乗れるというのが現状なんですよ。バスがないから乗れないんです。

だから、大変難しいことだと思うんですよ。どれだけの赤字を補填してゆとりというふうに考えるのか、これは大変難しいことなんですよ。これは、どんな事業に関しても今後続くんですよ。だから、黒字化、黒字化じゃなくして、やはりゆとりのある、市民に対して思い

やりのある市政を目指すべきだと思います。

それと、道の駅月見の里南濃のほうですけれども、以前から皆さんのお力でたくさんのイベント等を開催してもらっています。私も参加もしました。市長も参加されたと思うんですよ。今年に関して何かイベントが少ないなど、リピーターの方からも聞かれるんですよ。これは何か原因があるんですか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

近藤康成産業経済部長。

○産業経済部長（近藤康成君） イベントに関する御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

これまで道の駅月見の里南濃のイベントにつきましては、道の駅に関わる団体の方や地域の代表の方々で構成されております月見の里南濃運営委員会において企画や日程調整を行つていただいて年4回実施をさせていただいておりました。しかしながら、議員仰せのとおり、今年度におきましては、市の支援が十分でなかったことに加えまして、関係団体との調整が十分に進まなかつたということで運営委員会の開催がされなかつたことで、5月のイベント、7月のイベントにつきましては実施ができなかつたということでございます。

この状況につきましては、来訪される方や地域の住民の方の期待に応えることができず、結果的に御迷惑をかけたことにつきましては市としては責任を真摯に受け止めさせていただいております。

今後につきましては、もう少し市が主体的に調整をさせていただきまして、継続してイベントが開催されるように尽力していきたいと考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） ぜひ、大事な本市の道の駅でございます。訪れる方が笑顔あふれるような道の駅にしていただきたい。いろんな問題もこれから生じることがあろうかと思います。これは直営の道の駅ですから、担当課も進んで乗り出して、いろんなことに対して解決に向かっていただきたいと、そのように思います。ありがとうございます。

それから、南濃温泉水晶の湯ですが、今現在、食事の提供はキッチンカーで補つておると。やっぱり表へ出るよりも、中で食事ができるにこしたことはないと思います。今度また指定管理者を見直すと。ですから、あそこに対してきちっとした思い入れを持った方にやっていただく。こちらから押しつけるというふうじゃなくして、きちっとしたポリシーとプランを持った方にお願いしていただきたいと思います。

それでは続いて、基金運用と債券購入についてお尋ねします。

私は、第2回定例会一般質問で基金運用と債券購入についてお尋ねをしました。中で、私

は基金運用に関する委員会に、なぜ金融関係に携わる人を入れなかつたのか、入れた組織にしなかつたとお尋ねをしました。市長から、「非常にいい御提案をいただいたと思っておる。」というような御答弁をいただきました。これはちょっと遅かれしというような答弁だなと思いました。しかし、そういった御発言がありましたので喜んでおりますけれども。

その中で、例えば組織を構成する段階で、金融機関に詳しい人を入れたらという意見は委員会の中ではなかつたのか、副市長にちょっとお尋ねします。

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員の質問に対する答弁を求めます。

近藤三喜夫総務企画部長。

〔11番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） 質問のほうにも、通告にも出してあります、副市長にと。今まで口頭でも副市長にと申し上げました。副市長が一回答弁されて補足で総務企画部長がするならいいんですけども、私、ここで今、口頭でも言いましたので、お願ひします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

大江雅彦副市長。

○副市長（大江雅彦君） 六鹿正規議員の基金運用と債券購入についての御質問にお答えをいたします。

1点目の専門家の意見を踏まえた公金管理運用委員会の運営につきまして……。ごめんなさい、失礼しました。委員会構成時における専門家の選任のお話でしたね。

この公金管理運用委員会の設置は平成19年でございまして、何分もう随分前の話でござりますし、私自身も当然おりませんで、いろいろ聞きました。聞きましたが、残念ながら、正直なところを申し上げまして、定かなことはよく分かりませんでした。恐らく、当時設置したとき、他市町でも設置しているという状況を踏まえて、いろんなところを調査する中で、そのほかの市町でも専門家をメンバーに入れているというところがどうも見当たらなかつたということもあったんではなかろうかと、そういうことで検討されてなかつたんではないかなと、そういうふうに推察をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 近藤三喜夫総務企画部長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（近藤三喜夫君） 六鹿正規議員の基金運用と債券購入についての御質問にお答えします。

1点目の専門家の意見を踏まえた公金管理運用委員会の運営につきましてですけれども、現在、債券についての知見を有し、専門的な立場から助言をいただいている方に公金管理運用委員会への参加をしていただけるよう調整を進めさせていただいているところです。具体的には金融機関の関係者にお願いをしており、調整ができ次第、委員として任命する予定で

ございます。

今後は、債券市場の金利動向や需給動向につきまして適切なアドバイスを受けながら、引き続き安全性を最優先とした効率的な資金管理を行ってまいります。

以上で、六鹿正規議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

[11番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） 今回の債券購入、これに対して地方自治法第241条に違反しておるのではないかというような御指摘もいただきました。これについてはどのように考えますか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

水谷守宏会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（水谷守宏君） お答えいたします。

地方自治法第241条に違反していないかということでございますが、まず基金の運用に関する主要な関係法令は地方自治法と地方財政法でございます。

地方自治法は、地方公共団体の基金の設立、管理、運用に関する基本的な枠組みを定めており、地方財政法は、地方財政の健全化を目的として、基金の運用に関する具体的なルールを定めております。

地方自治法第241条第1項では、基金の設置や廃止は必ず条例に定めなければならないとされております。また、設置できる基金の種類は、財産維持目的の基金、資金積立て目的の基金、定額資金運用目的の基金、それから地方自治法第241条第2項及び地方財政法第4条の3第3項では、基金は、条例で定めた特定の目的に応じて、確実かつ効率的に運用しなければならないとされております。

地方財政法では、基金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券、その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運用しなければならないというようなことから、債券による長期的運用を組み合わせて、安全性かつ効率的収益性の観点から、違反はしていないということでございます。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） その中で、この条例に定める特定の目的及び確実かつ効率的に運用しなければならないというふうになっておりますね。この債券を買われたときというのは、恐らくこの債券が一番いいだろうと思って買われたと思うんですよ。ところが、今、金利がすごく上がっていますよね。これはどうやって考えても失敗だという、今となればね。これは難しいんですよ、買うのはね。だけれども、そういったときに先を見通せるような方が委員

会の中におればいいんだけれども、その当時はなかったということで、目先の金利だけにとらわれて買ってしまったと。だけれども、きちんとここに書いてあるのが、最もかつ有利な有価証券。あの当時、あの会社が本当によかったのかと。今現在、いろんな情報を持ってみえる方は大失敗やと。今現在、含み損が2億だか云々あると。これは、その当時買うことに賛成した皆さん、この損益持てるかというふうな御発言もあります。

そういうことは大変難しいようなことだと思いますけれども、今後またこの計画に沿つて債券を買われるつもりか、ちょっとお尋ねします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

水谷守宏会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（水谷守宏君） お答えいたします。

ただいま金融機関の関係の方の任命、委員としてお願いしているところでございますが、その方も入っていただき公金管理運用委員会で諮りながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） 時間が少なくなつてまいりました。最後は市長にお尋ねする大きな問題がございます。

第2回定例会で、一般質問で商品券の配付について質問しました。市長は、「私はこの時点でやるともやらないとも言っていない、今後検討していく。」と言われましたが、その後どうなったのか、お尋ねします。

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員の質問に対する答弁を求めます。

近藤康成産業経済部長。

○産業経済部長（近藤康成君） 六鹿正規議員の物価高騰対策についての御質問にお答えします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えします。

令和7年第2回定例会において議員の御質問に答弁いたしましたとおり、商品券の配付などによる物価高騰の影響を受ける市民生活を支援する取組につきましては、現在、その実施方法や効果について検討を行っております。

物価高騰対策につきましては、全ての市民に広く満遍なく行き渡る支援と、生活に困窮する低所得世帯などの真に支援を必要とする市民への的確な支援の両面からしっかりと検討し、市民の皆様の多様なニーズに応えていく必要があると考えております。

あわせて、今後打ち出されるであろう国の物価高騰に対する支援策を注視しながら、より効果的に支援策の充実に向け、取り組んでまいります。

以上、六鹿正規議員の御質問に対する答弁といたします。

[11番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） 私、今、部長が答えるのを許しましたけれども、これね、市長が今後検討していくと言っていたんで、市長の答弁なんですよ。あなたの答弁じゃないの、これは。だから、私は市長に聞きたかったんですよ。間違えちゃあかん。市長がこう言われたと。だから、その答弁に対して私は質問するんですよ。あなたに聞いてない。間違えちゃいかん、時間がないんだから。

じゃあ、改めて市長、お尋ねします。

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員に申します。

答弁者につきましては、議会のほうと執行部との調整の上、答弁者は、部長、市長どちらでも可ということは議会が了承しておることでございます。

○11番（六鹿正規君） じゃあ、何のために一般質問通告書があるんですか。一般質問通告書に書いてなかつたらいいですよ。誰でもいいと。市長というふうに名指ししたんです、私は。それはおかしいでしょう。

○議長（里雄淳意君） 市長に対する再質問ということで。

○11番（六鹿正規君） そうです。

○議長（里雄淳意君） 市長、答弁よろしいですか。

横川真澄市長。

[市長 横川真澄君 登壇]

○市長（横川真澄君） 私は同じことを聞かれていると理解して、これからちょっと答弁をさせていただきますが。この答弁の内容というのは、もちろん私も把握をしておりますし、このように答弁をしてくれということで産業経済部長にお伝えして書き上げているものでございます。産業経済部長が私に代理して答弁したものでありますので、私の答弁と全く同じでございます。

[11番議員挙手]

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） 私は前から言うんですよ。執行権はあなたにあるんですよ。あなたがやると言ったからやれるように担当課が動くんでしょう。あなたがやらないと言ったら、私はなぜやらないのかと聞いているんですよ。勘違いしちゃいかん。執行権はあなたにしかないんだから。間違えちゃあかんですよ。市民の皆さんには期待しておるんですよ、あなたに。「六鹿議員、本当に市長はくれるのかな。」と、言いますよ。私は「皆さんのが選んだ市長ですよ。皆さんの期待に必ず応えてくれますよ。」また、今朝も言ってきたんですよ、私は

「必ず市長は応えてくれますと。あなたたちが選んだ市長でしょう。」そう言っていますよ。だから、物価高騰対策とかすごく大変なんですよ、家庭を預かる人たち、年金暮らしの人。そういうことを考えたら、前回も言いましたが、揖斐川町はこうだと、各務原はこうだという例題を私は出しておるんですよ。じゃあ本市はどうなんだと。皆さん、期待しておるんですよ、あなたに。執行権はあなたしかないんだ。産業経済部長にはないんだよ。それとも、全部、産業経済部長に執行権めいたことがあるんですか。みんな答弁を考えてくれた、そういった状況なんですか、ここは。お尋ねします、市長。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） 正直、御質問の意図がちょっと今理解をできていないものですから、何にどのように答えていいのかというのが、私は今、戸惑っております。もちろん、答弁は私の指示に基づいて、こういうように書いてもらいたいということを伝えて、その内容まで私が確認をして部長たちが代わって答弁をしておるものであります。部長の答弁イコール私の答弁であると、皆さんには御理解をいただきたいと思います。

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員、申し上げます。

時間が参りました。冒頭に申しましたように、40分、決まりでございますので、ここで一般質問を終わらせていただきたいと思います。

以上で六鹿正規議員の質問を終わらせていただきます。

◎散会の宣告

○議長（里雄淳意君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

次回は、9月19日午前9時に再開します。お疲れさまでした。

（午後3時29分）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和 8 年 1 月 29 日

議長 里雄淳意

署名議員 橋本武夫

署名議員 浅井まゆみ